

諸外国の上院の選挙制度・任命制度



2009年12月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2009-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

諸外国の上院の選挙制度・任命制度

三輪 和宏
(政治議会課憲法室)

2009年12月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

はじめに	1
I 直接選挙を中心とした国々	2
1 アメリカ	2
2 オーストラリア	3
3 イタリア	5
4 スペイン	8
5 ベルギー	10
6 スイス	13
7 ポーランド	15
8 チェコ	16
9 メキシコ	17
II 間接選挙を中心とした国々	19
1 フランス	19
2 オランダ	22
3 アイルランド	24
III 任命制等の国々	29
1 イギリス	29
2 カナダ	31
3 ドイツ	33
4 オーストリア	34
5 ロシア	35
おわりに	36
付表 諸外国の上院の選挙制度・任命（指名）制度の一覧表	38

はじめに

我が国の参議院の選挙制度については、日本国憲法制定の時期から様々な議論が行われてきた。例えば、1946年3月4日に我が国からGHQ(連合国最高司令官総司令部)に提出された、いわゆる3月2日案(大日本帝国憲法改正案)では「地域別又ハ職能別ニ依リ選挙セラレタル議員及内閣ガ両議院ノ議員ヨリ成ル委員会ノ決議ニ依リ任命スル議員ヲ以テ組織ス」(第45条第1項)とされていた⁽¹⁾。最終的に、日本国憲法は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」(第43条第1項)と規定し、具体的な選挙制度は、法律に委ねられた。1947年に参議院議員選挙法が制定され、同法は1950年に公職選挙法に統合された。当初の参議院の選挙制度は、全国区と地方区(都道府県単位)の並立制⁽²⁾であり、全国区と地方区ともに、単記相対多数制が採用された。1982年に、全国区の部分が比例代表選挙となり、拘束名簿式比例代表制⁽³⁾が採用された。2000年には、拘束名簿式比例代表制が、非拘束名簿式比例代表制に変わった。

このように何回かにわたって、改革が行われてきた参議院の選挙制度であるが、現在も、その見直しの議論が継続している。例えば、2005年4月には、衆議院と参議院に設置された憲法調査会が、調査結果を取りまとめた報告書を各々公表しているが、参議院の選挙制度の在り方について、重要な論点の一つとして取り上げている。また、同年10月に出された参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)報告書が、参議院の一票の格差是正の一つの手法として、選挙制度改革もあり得ることについて触れている。

本稿では、このような議論に資するために、諸外国の上院議員の選挙制度・任命(指名)制度について概観したい⁽⁴⁾。取り上げる国々は、経済協力開発機構(OECD)に加盟する諸国に、G8の1つであるロシアを加えた全31か国のうち、二院制を採用し上院を有する諸外国(17か国)である。これらの国々について、上院議員の選挙制度(特に、議席配分方法・当選人決定方法)及び任命(指名)制度等を詳述した。また、これらの制度が、憲法でどの程度まで規定されているのかも、併せて記述した⁽⁵⁾。これは、憲法で上院議員の選挙制度や任命(指名)制

(1) 政党の諸案では、例えば、日本自由党「憲法改正要綱」が、参議院議員の具体的な選任方法を法律に委ねつつ、「学識経験ノ活用ト政治恒定ノ機関トス」と性格付けを行った。日本進歩党「憲法改正要綱」も、やはり具体的な選任方法を法律に委ねつつ、「学識経験者及選挙ニ依ル議員ヲ以テ之ヲ組織ス」とした。日本社会党「憲法改正要綱」は、「各種職業団体よりの公選議員を以て構成し」とし、日本共産党「日本人民共和国憲法(草案)」は一院制を採用していた。

(2) 並立制: 1回の選挙を行う際に、複数の選挙制度(特に議席配分方法)を同時に組合わせて用いる方式を組合せ型又は混合制と呼ぶ。組合せ型(混合制)のうち、複数の選挙制度が、議席配分の計算等において互いに独立性を有している場合、これを並立制と呼ぶ。併立制とも記される。英語圏では、例えば parallel system と呼ぶことがある。現在の我が国の衆議院の選挙制度は、並立制に分類され、小選挙区比例代表並立制と呼ばれる。これに対し、ドイツ連邦下院の選挙制度は、小選挙区比例代表併用制(英語圏では personalized proportional representation, mixed-member proportional 等)と呼ばれる。三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度(資料)」『レファレンス』671号, 2006.12, pp.90-95; Josep Maria Colomer, (ed.), *Handbook of Electoral System Choice*, Houndmills: Palgrave Macmillan, 2004, p.551.

(3) 拘束名簿式比例代表制・非拘束名簿式比例代表制・自由名簿式比例代表制: 政党名簿を用いる比例代表制を名簿式比例代表制と呼ぶ。このうち、①政党が定めた名簿に変更を加えることができない方式が(絶対)拘束名簿式比例代表制である。一方、②政党が定めた名簿順位に対して選挙人が何らかの形で順位変更を加えることが許される(又は名簿上の候補者の中から特定候補者の選択が許される)方式が非拘束名簿式比例代表制であり、③順位変更や特定候補者選択のみならず、他の政党名簿からの候補者追加、又はどの名簿にも登録されていない候補者追加までもが許される方式が自由名簿式比例代表制である。

(4) 本稿で「上院」「下院」とは、州や地方自治体の議会における議院ではなく、国会や連邦議会の議院を指すものとする。なお、下院の制度については、三輪 前掲注(2), pp.68-97 参照。

(5) 本稿で「憲法」とは、州憲法や地方自治体憲章ではなく、国の憲法や連邦憲法を指すものとする。

度について何らかの規定を設けている国が、調査した 17 개국では多いためである。

なお、執筆に当たっては、各国の憲法、選挙法令を主として参考にしたが、選挙法令については、必要に応じ脚注で紹介を行った。

I 直接選挙を中心とした国々

1 アメリカ

(1) 上院の呼称・代表制の性格⁽⁶⁾ 元老院 (Senate)・州代表

(2) 選挙制度の類型 単純小選挙区制 (一部、小選挙区 2 回投票制⁽⁷⁾)

(3) 総定数 100 人 (2 年ごとに約 3 分の 1 ずつ改選)

(4) 任期 6 年

(5) 選挙区

小選挙区 50 区 (州単位。各州定数 2 人であるが改選時に 1 人ずつ選挙される。100 の議席は、改選時期により 3 つの組 [class] に分類され⁽⁸⁾、上院選挙時には選挙がある州 [約 3 分の 2] とない州 [約 3 分の 1] に分かれる)

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票。

(7) 選出方法

① 選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が当選。

② ジョージア州では過半数を獲得した候補者が当選。過半数に届く候補者がいない場合は、28 日後に上位 2 者の決選投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選⁽⁹⁾。

(8) 憲法で規定される事項

① 直接公選制 (連邦憲法第 1 編第 3 条第 1 項、修正第 17 条第 1 項)

(6) 各国の「代表制の性格」並びに「総定数 (及び定数配分)」の詳細は、三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分—憲法の規定を中心として— (資料)」『レファレンス』691 号, 2008.8, pp.73-104 参照。

(7) 小選挙区 2 回投票制: 定数 1 の選挙区において、当選人の決定時に特別多数 (例えば有効投票総数の過半数) を必要とする制度で、仮にこの特別多数を獲得した候補者が現れなかった場合は、第 2 回目の投票を行い、この投票では相対多数で当選人を決定するという制度。小選挙区に限らず、大選挙区 (すなわち複数定数選挙区) でも同様の当選人決定方法を採用することも可能であり、その場合は大選挙区 2 回投票制と呼ばれる。

(8) 連邦憲法第 1 編第 3 条第 2 項に従い、できるだけ同数になるように 3 組に分けられる。歴史上最初の上院議員 (当時は州議会による選出) は、選出後くじ引きにより 3 組に分かれた。ただし、同一州の 2 名の上院議員が、同一の組に属さないようにした。これらの州の上院議員の属する組は、現在まで引き継がれている。その後、新しい州の上院議員が選出されるたびに、くじ引きにより所属する組が決定されてきた。

(9) ジョージア州法典 Official Code of GA21-2-501(a)。同様にルイジアナ州も、2006 年以前は小選挙区 2 回投票制を採用していたが、2007 年以降単純小選挙区制となった (ルイジアナ州法典 R.S.18: 401, 18: 402 B., 18: 1275.24)。

- ② 総定数（①と同じ条項及び州の総数から算出される）
- ③ 任期（連邦憲法第1編第3条第1項、修正第17条第1項）
- ④ 約3分の1ずつの改選制（同第1編第3条第2項）

2 オーストラリア

- (1) 上院の呼称・代表制の性格 元老院 (Senate)・州（又は連邦直轄地）代表
- (2) 選挙制度の種類 単記移譲式比例代表制⁽¹⁰⁾
- (3) 総定数 76人（全6州について各州定数12人。連邦直轄地である首都特別地域・北部特別地域は定数各2人）
- (4) 任期
 - ① 州選出議員 6年
（各州で3年ごとに半数改選。ただし両院同時解散⁽¹¹⁾で全員改選になる場合がある。全員改選の場合は、各州当選者のうち得票数で上位半数の者が任期6年に、下位半数の者が任期3年になる）
 - ② 連邦直轄地選出議員 3年（常に下院総選挙と同時に選挙〔全員改選〕⁽¹²⁾）
- (5) 選挙区
大選挙区 8区（6州〔選挙時定数6人〕、首都特別地域〔定数2人〕、北部特別地域〔定数2人〕）

(6) 投票方法

選挙区ごとに、投票用紙に印刷された候補者に選好順位を付けて投票。具体的には、選好順に1、2、3…と番号を振る。原則として全候補者に番号を振らなければならない。

近年、上院グループ投票チケット方式⁽¹³⁾も同時に採用され、候補者に選好順位を付さず、

(10) 単記移譲式比例代表制：選挙人が、候補者に対して1, 2, 3のように優先順位（選好順位）を付して投票する方式で、かつ、開票過程で、当選に必要な票数（当選基数）より多い票数を獲得した候補者が現れた場合（又は、当選人が全員決定する以前に落選とされる候補者が現れた場合）、当選基数を上回る票（又は、落選者の票）を選挙人の優先順位に従って、次順位の候補者に移譲するという方式の選挙制度。

研究者によっては、このように優先順位を付す投票方式を、連記制（脚注(39)参照）に分類する者もいる。しかし我が国では、第二次世界大戦より前から単記移譲式のように訳す場合が多い。この選挙制度を考案した1人であるイギリスの弁護士トーマス・ヘアー（1806～1891年）も、単記制を基盤にした制度と考えていた。彼は、この選挙制度を付随票付き投票制（contingent voting）又は優先投票制（preferential voting）と呼んだが、第1順位の投票に対して移譲発生時の優先順位（第2順位以下の票、彼によれば付随票〔contingent vote〕）を加えて補正する制度と捉え、あくまで単記制（第1順位）を基盤とした制度としている。Thomas Hare, *The Election of Representatives, Parliamentary and Municipal*, 4th ed., London: Longmans, Green, Reader and Dyer, 1873, pp.121-122, 183-184, 316.

(11) 上院は単独で解散になることはない。ただし、両院同時解散になる場合がある。

(12) 連邦直轄地選出議員の任期は、自身が当選した総選挙の日から、次の下院総選挙の前日までである（1918年連邦選挙法第42条）。下院議員の任期は3年（解散あり）。

(13) 1983年から上院グループ投票チケット方式（Senate group voting tickets）が採用された。政党があらかじめ候補者順位を定め、それが記されたグループ投票チケット（政党ごとの投票見本のようなもの）が有権者に示される方式である。グループ投票チケットは、必ず投票所に掲示される。グループ投票チケットの候補者順位を承認する有権者は、投票用紙の政党名の上のチェック欄に数字の1などを記入すれば、当該政党が定めた候補者順位のとおり投票したことになる。グループ投票チケットを用いて投票する場合は、1つの政党名だけを選択してチェック欄に記入を行わなければならない。

政党があらかじめ定めた候補者順位に対して投票することもできるようになった。現在、この方式を用いて投票する者が多い。この方式を多くの有権者が利用した場合、拘束名簿式比例代表制⁽¹⁴⁾と類似の効果を発生させると言われる。

(7) 義務投票

連邦選挙法によれば、有権者登録と投票は義務である。裁判において有権者登録を行わなかった罪で有罪と宣告された場合は、1 罰金単位 (110 オーストラリア・ドル) 以下の罰金が科される。また、有権者名簿上の選挙人が、正当な理由なく棄権した場合、20 オーストラリア・ドルの反則金の支払いが求められる。この反則金を支払わず、裁判において正当な理由なく棄権した罪で有罪と宣告された場合は、50 オーストラリア・ドルの罰金が科される。ただし、ノーフォーク島住民は、任意の有権者登録を行った者に限り、投票の義務が発生する⁽¹⁵⁾。

(8) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、ドループ式当選基数⁽¹⁶⁾、すなわち $\{ \text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1) \}$ の商の整数部分⁽¹⁾+1 を計算し、当選基数以上の第 1 順位票を得た候補者が当選となる。
- ② 当選人の得票 (第 1 順位票) のうち当選基数を超えた分を超過票と呼ぶ。超過票は、投票者が第 2 順位とした候補者に移譲し⁽¹⁷⁾、当該第 2 順位候補者の得票 (当該第 2 順位候補者

い。複数の政党名を選択し記入した場合は無効となる。1 つの政党名を選択して記入し、同時に各候補者にも選好順位を付けて投票してしまった場合は、各候補者への選好順位の記載方法が正しいものである限りは、政党名の選択記入の部分は無かったものとし、各候補者への選好順位を有効として開票を進める。

なお、グループ投票チケットは、選挙区ごとに作成され、自党の候補者だけでなく他党の候補者も含めて全候補者に対して順位を付す方式である。政党はグループ投票チケットを 3 種類まで定めることができる。すなわち、候補者順位を 3 通りまで変えて定めることができる。仮に、3 (又は 2) 種類のグループ投票チケットが設けられた場合は、投票は 3 分の 1 (又は 2 分の 1) ずつ各チケットに分配される。

2004 年の上院選挙では有権者の 95.9% が、2007 年には同じく 96.8% が、グループ投票チケットを用いて投票をした。これだけ多くの有権者がグループ投票チケットを利用しているので、有権者が候補者の当選順位を決定するというよりも、あらかじめ政党の定めた順位に従って候補者が当選するという性格が強く現れている。このため、拘束名簿式比例代表制 (前掲注(3)) のような効果が発生している。ただし、グループ投票チケットは、他党の候補者をも含めた候補者順位を示す方式であるため、自党の候補者順位だけを示す拘束名簿式比例代表制と異なる側面も持っている。

(14) 前掲注(3)参照

(15) ノーフォーク島は、定住民がいるにもかかわらず、連邦上下院に代表を送っていない唯一の地域である。ただしノーフォーク島の住民は、同島以外の地域に存在する連邦上下院選挙の選挙区の有権者として登録されることが、一定の要件を満たせば可能である。

(16) 当選基数：比例代表制による議席配分計算、又は (州別等の) 定数配分計算において、1 議席の当選 (配分) に必要な標準的得票数 (人口) を最初に決定し、この数値を基に各政党 (各州等) への配分議席数を算出する方式を、基数式と呼ぶ。また、この数値を当選基数 (配分基数、quota) と呼ぶ。当選基数 (配分基数) を求める方式には、ヘアー式、ドループ式等があり、ヘアー式当選 (配分) 基数は、有効投票総数 [総人口] ÷ 定数で求められる (割り切れない場合は商の整数部分)。ドループ式当選 (配分) 基数は、 $\{ \text{有効投票総数} [\text{総人口}] \div (\text{定数} + 1) \}$ の商の整数部分⁽¹⁾+1 で求められる。政治学者のアレンド・レイプハルト (1936 年～) によれば、ヘアー式の方がドループ式よりも得票率と配分議席の間の比例度が高くなる傾向にあるとされている。ただし実際には、投票総数が非常に多い場合は、ヘアー式、ドループ式の間の比例度の差異は、かなり限定的なものである。ドループ式に類似するが、有効投票総数 [総人口] ÷ (定数+1) (割り切れない場合は商の整数部分) で求められる当選 (配分) 基数を、ハーゲンバッハ・ビシヨフ式と呼ぶ (脚注(73)参照)。Arend Lijphart et al., *Electoral systems and party systems: a study of twenty-seven democracies, 1945-1990*, Oxford: Oxford University Press, 1994, pp.156, 157, 159.

(17) 超過票の移譲方法は、包括グレゴリー法 (inclusive Gregory method) と呼ばれる。この方式は、超過票だけを移譲するのではなく、当選者の得票すべてを移譲し、移譲した票に、その価値 (重み) に関する乗数を掛け算することにより、超過票を移譲したこととする点に特色がある。具体的な移譲の手順は、次のとおりである。まず、(超過票 ÷ 当選人の総得票) を求め、その数値を「移譲価値 (transfer value [略して TV])」と呼ぶ。次いで、当選人の総得票 (第 1 順位票) を、第 2 順位に指定された候補者 (通例複数) 別に区分する。区分された票は、第 2 順位に指定された各候補者にそのまま移

本人の第1順位票)と合算する。

- ③ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ④ ②の超過票が存在しない場合⁽¹⁸⁾は、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票(第1順位票)を投票者が第2順位とした候補者に移譲し⁽¹⁹⁾、当該第2順位候補者の得票(当該第2順位候補者本人の第1順位票)と合算する。
- ⑤ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ⑥ 当選者が、定数に達するまで②、③、④、⑤の手順を繰り返す⁽²⁰⁾。
- ⑦ 手順を繰り返す過程で、候補者として残った者の数が2人となれば、この2者のうち得票の多い者を当選とする(ドループ式当選基数に達する必要はない)。
- ⑧ 阻止条項⁽²¹⁾:なし。

(9) 憲法で規定される事項

- ① 任期(連邦憲法第7条第4項)
- ② 半数改選制(同第13条)
- ③ 各基本州別定数同数の原則(同第7条第3項)
- ④ 各基本州別定数の下限数(6人)(同上)
- ⑤ 連邦直轄地からの連邦議会議員選出(同第122条)
- ⑥ 各州に共通した選挙制度の採用の要請(同第9条第1項)

3 イタリア

(1) 上院の呼称・代表制の性格 元老院(Senato)・国民代表

譲される。ただし、移譲された各票には、移譲価値(TV)が乗じられて、票数が計算される。このため、移譲された各票(各1票)の価値(重み)は、1票未満の値となる。第2順位の各候補者に移譲された票(移譲価値を乗じたもの)を候補者ごとに合計して、小数点以下の数値が出た場合は切り捨てる。

(18) そもそも当選基数に達する候補者がなく超過票の発生も存在しない場合、又は当選者の超過票を移譲し終えても定数までの当選者が得られない場合。

(19) 移譲の方法は、超過票の移譲と同じであり、計算方法も前掲注(17)と同じである。この際、移譲価値(TV)は1である。ただし、既に超過票の移譲を受けていた候補者が落選とされる場合は、当該超過票に乗じる移譲価値は1ではなく、落選とされた候補者が移譲を受けた時点の移譲価値(超過票を発生させた候補者の票を当該落選候補者へと移譲させた過程における移譲価値)となる。第2順位の各候補者に移譲された票(移譲価値を乗じたもの)を候補者ごとに合計して、小数点以下の数値が出た場合は切り捨てる。

(20) 移譲の手順で注意を要するのは、①「超過票」又は②「落選最下位候補者の票」の移譲を受けた候補者が当選し、当該当選候補者の票を次順位候補者に移譲する時の移譲価値(TV)の計算方法である。この場合、(超過票÷当該当選候補者の総得票[移譲を受けた票も含む])を一律に移譲価値とする。すなわち、(i)「当該当選候補者の獲得した第1順位票」にも、(ii)「当該当選候補者が移譲を受けた票」(移譲を受けた際に乗じられた移譲価値は掛け算しないで考える。すなわち1票は1票として考える)にも、同一の移譲価値が乗じられる。

この移譲価値の計算方法を採用すると、移譲の各段階で移譲価値が一律に計算し直され(各段階ごとに)1つの一値となって乗じられてしまうため、移譲が数段階にわたる場合には、各移譲票の価値(重み)が厳密には計算されないことになってしまう。しかし、不正確な度合いは、無視できるほどに小さいとの研究結果もあり、正確性・厳密性については包括グレゴリー法の1つの論点となっている。

(21) 阻止条項:小党分立や、極端なイデオロギーを持つ政党の議会への進出などを防ぐため、得票率の少ない政党に議席を与えないという規定が、比例代表制に加味された場合、その規定を阻止条項と呼ぶ。一般に、阻止条項に達しない政党の得票が有効投票総数から差し引かれて議席配分の計算が行われる。

(2) 選挙・任命等の制度

- ① 選挙制度の種類：拘束名簿式比例代表制（プレミアム付き）⁽²²⁾（一部、拘束名簿式比例代表制 [プレミアムなし]、小選挙区比例代表組合せ型⁽²³⁾、単純小選挙区制、非拘束名簿式比例代表制⁽²⁴⁾）
- ② 任命制度：一部、大統領任命制が存在
- ③ その他：一部、自動的に上院議員資格が付与される制度が存在

(3) 総定数 322 人（2009 年 9 月時点）

- (i) 直接公選議員：315 人
- (ii) 特別上院議員： 7 人
 - ① 国家の名誉を高めた功績により大統領が任命する議員 4 人（大統領任命終身議員）
 - ② 前・元大統領である議員 3 人（当然の終身上院議員）⁽²⁵⁾

(4) 任期 5 年（終身議員を除く）

(5) 直接公選議員に関する投票・選出方法

(i) 選挙区

- (a) 国内の選挙区
 - ① 大選挙区（比例区） 18 区（定数 301 人、2～47 人⁽²⁶⁾、州単位）
 - ② トレンティーノ・アルト・アディジェ州の選挙区⁽²⁷⁾
（小選挙区 6 区、全州単位の比例区 1 区 [定数 1 人] から成る）
 - ③ 小選挙区 1 区（ヴァッレ・ダオスタ州選挙区）
- (b) 在外選挙区 4 区（総数 6 人。①ヨーロッパ [定数 2 人]、②北・中央アメリカ [同 1 人]、③南アメリカ [同 2 人]、④アジア・アフリカ・オセアニア・南極大陸 [同 1 人]⁽²⁸⁾）

(ii) 投票方法

- ① 大選挙区（比例区）：1 票を政党名簿（選挙区単位）に投票。
- ② トレンティーノ・アルト・アディジェ州：1 票を小選挙区の候補者に投票。

(22) プレミアム：採用している選挙制度から算出される議席配分をそのまま最終的結果とする（例えば比例代表制であれば、政党の得票数に配分議席数を単純に比例させる）のではなく、何らかの手法を加味して第 1 党（場合によっては逆に少数政党）などに対して、特別に有利な議席配分を行う方式である。この場合、一定数の議席を一括して第 1 党などに付与することもあり、この付与議席をボーナス議席と呼ぶことがある。

なお、拘束名簿式比例代表制については、前掲注(3)参照。

(23) 前掲注(2)参照

(24) 前掲注(3)参照

(25) 上院議員資格を放棄することは許される（憲法第 59 条第 1 項）

(26) ヴァッレ・ダオスタ州は 1 議席、モリーゼ州は 2 議席とされ、他州は最少でも 7 議席を保証される。これら以外の州については、各州の人口に基づき、ヘアー式最大剰余法（脚注(32)参照）で議席配分がなされる。

(27) トレンティーノ・アルト・アディジェ州全体には、定数 7 人が割り当てられ、同時に州内に 6 区の小選挙区が設けられる。小選挙区定数の合計が 6 人で、比例代表選挙定数が 1 人である。同州の選挙制度は、旧来の小選挙区比例代表組合せ型である。旧制度の詳細は、高橋利安「イタリアの新選挙法—解説及び翻訳」(1)・(3)『レファレンス』547・549 号、1996.8・10 を参照。

(28) 総数 6 議席中、4 議席は 4 在外選挙区へ 1 議席ずつ配分。2 議席は、各在外選挙区の居住イタリア市民数に基づき、ヘアー式最大剰余法で各在外選挙区へ配分。

- ③ 小選挙区（ヴァッレ・ダオスタ州選挙区）：1票を選挙区の候補者に投票。
- ④ 在外選挙区：1票を政党名簿（選挙区単位）に投票。同時に、投票した政党名簿の候補者に対して優先投票⁽²⁹⁾を行うことができる。

(iii) 義務投票

憲法によれば、投票を行うことは国民の義務である⁽³⁰⁾。ただし、棄権に対する罰則は存在しないため、義務投票制を採用していないと分類することもある。

(iv) 選出方法⁽³¹⁾

- ① 大選挙区（比例区、18区）ごとに、ヘアー式最大剰余法⁽³²⁾で、政党連合及び単独政党に議席が配分される。
- ② ①にかかわらず、大選挙区（18区のうち17区⁽³³⁾）ごとに、最多得票の政党連合又は単独政党の獲得議席が、当該大選挙区に配分された議席の55%未満の場合、当該政党連合又は単独政党に当該大選挙区の全議席の55%を与える（1議席未満の端数は切り上げる）（プレミアム制⁽³⁴⁾）。他の政党連合及び単独政党は、残りの議席（約45%）からヘアー式最大剰余法で議席配分を受ける。
- ③ 大選挙区（18区）ごとに、政党連合に参加した政党の議席数を、各政党連合においてヘアー式最大剰余法で決定する。
- ④ 大選挙区（18区）ごとに、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ⑤ トレンティーノ・アルト・アディジェ州では、まず、各小選挙区（6区）で比較多数を獲得した候補者が当選。次いで、小選挙区の投票は、比例代表選挙（州単位）において候補者の所属政党への投票として扱われる。各政党の得票数から、当該政党の小選挙区における当選人の得票数（合計）を差し引いて調整得票数を求め、この調整得票数に従って州定数（比例代表選挙の定数、1人）をドント式⁽³⁵⁾により各政党に配分する⁽³⁶⁾。比例代表選挙

(29) 優先投票：非拘束名簿式比例代表制や自由名簿式比例代表制（前掲注(3)）で、名簿登載候補者等に対して投じられた票。何らかの形で、優先投票が候補者の当選順位に反映される。イタリア上院の在外選挙区では、定数2人以上の選挙区で2票の優先投票（名簿登載候補者個人への投票）が認められ、定数1人の選挙区で1票の優先投票が認められる。

(30) 憲法第48条第2項。

(31) 2009年6月21、22日に、国会選挙制度に関する廃止型国民投票（3件）が行われたが、いずれも投票率が50%未満であり採択されなかった。3件とは、①下院選挙制度のうち、プレミアム制の部分の廃止、②上院選挙制度のうち、プレミアム制の部分の廃止、③下院選挙制度のうち、複数選挙区における同一候補者の重複立候補制度の廃止であった。廃止型国民投票は、憲法第75条で規定され、法律等の全部又は一部の廃止を求める国民投票である。三輪和宏・山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』650号, 2009.10.13, pp.11-14.

(32) ヘアー式最大剰余法：比例代表制における議席配分計算法。（州別等の）定数配分計算法としても使われる。有効投票総数（又は全国人口等）を、配分すべき定数で除し、商の整数部分をヘアー式当選（配分）基数とする。各政党の得票数（又は各州人口等）をヘアー式当選（配分）基数で除し、商（整数）と余りを求める。まず、各政党（又は各州等）に対して当該商（整数）の議席を配分する。残余議席が出た場合は、余りの大きい政党（又は州等）から順に1議席ずつ追加配分する。なお、この種の残余議席の追加配分方法を最大剰余法と呼ぶ。

(33) モリーゼ州は、定数が2人なので、プレミアム制は適用されない。

(34) 前掲注(22)参照

(35) ドント式：比例代表制における議席配分計算法。（州別等の）定数配分計算法としても使われる。各政党の得票数（又は各州の人口等）を1、2、3、4…の整数で順次除する。商を大きな順に並べて、定数と同数個の商が得られるまで計算を続ける。（商の計算のプロセスで）割られる数となった政党得票の政党（又は割られる数となった人口の州等）に対して、（1回1回の商の計算ごとに、定数に達するまで）1議席ずつ与える。ハーゲンバッハ・ビショフ法（脚注(73)）と同じ結果になる。

(36) 定数1人なので、比較多数を獲得した政党に1議席を配分することと同じである。

の議席を配分された政党では、小選挙区で落選した候補者の中から、小選挙区での得票率の一番高い候補者を当選人とする。

- ⑥ 小選挙区（ヴァッレ・ダオスタ州選挙区）では、比較多数を獲得した候補者が当選。
- ⑦ 在外選挙区ごとに、政党名簿の得票に従い、ヘアー式最大剰余法で各政党に議席配分を行う。政党ごとに、優先投票⁽³⁷⁾の順に候補者が当選する。
- ⑧ 阻止条項⁽³⁸⁾：州ごとに、20%以上の得票率で、かつ属する政党の少なくとも1つが3%以上の得票率の政党連合に対して議席配分がなされる。政党連合に属する政党間の議席配分では、3%以上の得票率の政党に議席配分がなされる（州ごとに計算）。ただし、単独政党、20%未満の得票率の政党連合に属する政党は、8%以上の得票率があれば、議席配分を受けられる（州ごとに計算）。

(6) 憲法で規定される事項

- ① 総定数（憲法第57条第2項）
- ② 在外選挙区の選出議員総数（同上）
- ③ 当然の終身上院議員の資格（同第59条第1項）
- ④ 大統領任命終身議員の任命方法及び任命人数の上限（同条第2項）
- ⑤ 任期（同第60条）
- ⑥ 国内の選挙区への定数配分法（同第57条第3、4項）
- ⑦ 国内の選挙区については、州を基礎とした選挙とすること（同条第1項）

4 ス페인

(1) 上院の呼称・代表制の性格 元老院（Senado）・地域代表

(2) 選挙・指名の制度

- ① 選挙制度の類型：制限連記制⁽³⁹⁾（一部、完全連記制、単純小選挙区制）
- ② 指名制度：自治州議会指名制

(3) 総定数 264人（2009年9月時点）

- ① 直接公選議員：208人
- ② 自治州議会指名議員：56人（17の自治州ごとに各1～9人）⁽⁴⁰⁾

(37) 前掲注(29)参照

(38) 阻止条項は、大選挙区（18区、301人）の議席配分だけに適用される。前掲注(21)参照。

(39) 完全連記制・制限連記制：大選挙区において、定数までの票を投じることのできる制度が完全連記制であり、定数よりも少ない複数票を投じることのできる制度が制限連記制である。一般に、同一候補者に対して複数票を投じることではできないが、これを認める方式を累積投票制と呼び区別する。

(40) 自治州議会指名議員については、憲法第69条第5項で、自治州は1名の上院議員、更に住民数が100万人ごとに追加して1名ずつ（otro más por cada millón de habitantes）の上院議員を指名できるとされているため、総数56人が変動する可能性がある。これに合わせて、総定数264人も変動する可能性がある。自治州議会指名議員の数の増減は、上院の議会期（直接選挙〔総選挙〕から次の直接選挙〔同上〕までの期間）が変わる時点を境になされるケースが大部分であるが、議会期の途中で増減があったケースも一部存在している。

(4) 任期

- ① 直接公選議員：4年
- ② 自治州議会指名議員：4年等⁽⁴¹⁾

(5) 直接公選議員に関する投票・選出方法

(i) 選挙区

- (a) 大選挙区 52区
 - ① 47の大選挙区（定数4人、[島嶼を除く⁽⁴²⁾]県単位）
 - ② 3の大選挙区（定数3人、3大島嶼 [①グラン・カナリア、②マジヨルカ及び③テネリフェ]）
 - ③ 2の大選挙区（定数2人、自治市のセウタとメリリヤ⁽⁴³⁾）
- (b) 小選挙区 7区（8つの小島嶼を7区に分けた選挙区 [①イビサ=フォルメンテラ、②メノルカ、③フェルテベントゥーラ、④ラ・ゴメーラ、⑤エル・イエーロ、⑥ランサローテ及び⑦ラ・パルマ]）

(ii) 投票方法

選挙区ごとに候補者に対して投票を行う。47の大選挙区（定数4）では3票まで、3の大選挙区（定数3）及び2の大選挙区（定数2）では2票まで、小選挙区では1票を投じることができる。同一の候補者に複数票を投じることができない。

(iii) 選出方法

選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が選挙区定数分まで当選。

(6) 自治州議会指名議員に関する指名方法

- ① 17の自治州議会の議員の中から同議会が指名。
- ② 自治憲章（Estatuto de Autonomía）に従って行われる。
- ③ 適切な比例代表原則による⁽⁴⁴⁾。例えば、自治州議会内の会派ごとの自治州議会議員数に比例させる形態で指名する⁽⁴⁵⁾。

(41) 自治州議会指名議員の任期は、①指名を行う自治州議会（一院制）の議員任期に一致しているケース、②直接公選議員の任期に一致しているケース、③自治州議会の改選期及び直接公選議員の改選期が訪れるたびに新たに指名が行われるケース等があり一様ではない。

自治州議会議員の任期は、各自治州ともに4年である。従って、①、②のケースでは、自治州議会指名議員の任期は4年である。ただし、自治州議会ごとに選挙執行年（サイクル）が異なっているため、指名がなされる時期は、①、②で違いが出ることもある。

(42) 島嶼はバレアレス州、カナリアス州に分かれ、前者は1州1県となっている。後者は、ラス・パルマス県、サンタ・クルス・デ・テネリフェ県に分かれる。これらの州（県）は、本文（5）（i）に掲げられる3大島嶼と8つの小島嶼に分かれる。

具体的には、バレアレス州（県）には、①イビサ、②フォルメンテラ、③マジヨルカ、④メノルカの4島がある。ラス・パルマス県には、⑤フェルテベントゥーラ、⑥グラン・カナリア、⑦ランサローテの3島がある。サンタ・クルス・デ・テネリフェ県には、⑧ラ・ゴメーラ、⑨エル・イエーロ、⑩ラ・パルマ、⑪テネリフェの4島がある。

以上の島々は、いずれも「主要な島」と呼ぶことが可能である。「主要な島」の周辺に、定住者の存在する非常に小さな島が存在する場合もある。選挙行政上では、これらの非常に小さな島は、いずれかの「主要な島」に含めて考えられている。

(43) 両市とも、アフリカにある海外領土（本国領土の一部である飛地）。

(44) 憲法第69条第5項、一般選挙制度に関する1985年6月19日組織法第5/1985号第165条第4項。自治州議会自体の選挙制度は、拘束名簿式比例代表制（ドント式、前掲注(3)(35)）である。

(45) ①アラゴン州自治憲章第41条c号、②カタルーニャ州自治憲章第61条a号、追加第1条を参照。

(7) 憲法で規定される事項

- ① 自治州議会指名議員の自治州別定数配分法（憲法第 69 条第 5 項）
- ② 自治州議会指名議員の指名方法の原則（同上）
- ③ 直接公選議員の任期（同第 69 条第 6 項）
- ④ 選挙区定数（同第 69 条第 2～4 項）

5 ベルギー⁽⁴⁶⁾

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院（Sénat/Senaat）・国民代表かつ選出を行った者の代表

(2) 選挙・指名等の制度

- ① 選挙制度の類型：非拘束名簿式比例代表制⁽⁴⁷⁾
- ② 指名制度：共同体議会指名制、上院議員指名制
- ③ その他：一部、自動的に上院議員資格が付与される制度が存在

(3) 総定数 71 人

(i) 直接公選議員：40 人

(ii) 共同体議会指名議員：21 人

① フランス語共同体議会・オランダ語共同体議会⁽⁴⁸⁾の議員の中から：各 10 人を各議会が指名

② ドイツ語共同体議会の議員の中から：1 人を同議会が指名

(iii) 上院議員指名議員⁽⁴⁹⁾：10 人

① フランス語圏から：4 人

② オランダ語圏から：6 人

(iv) 当然の上院議員（sénateurs de droit）：現在、王子 2 人・王女 1 人（定数外）

18 歳以上の王子及び王女（王子、王女が存在しない場合は、王位継承の対象となる王族のベルギー人子孫）が上院議員とされるが、実際には議会の採決に加わらないため、定数に数えられない⁽⁵⁰⁾。

(4) 任期

① 直接公選議員・上院議員指名議員：4 年

(46) 同国の記述に当たっては、武居一正「ベルギーの議会制度改革」『政策科学』3 卷 3 号, 1996.2, pp.69-86 等を参照した。

(47) 前掲注(3)参照

(48) 「フラマン議会と呼ばれるオランダ語共同体議会」（連邦憲法第 115 条 §1 第 1 項）で、実際にはフランドル地域議会とオランダ語共同体議会を一体化した地方議会である。

(49) 市民社会に存在する見識の高い人物で、選挙を通じて選ばれる可能性がない者を、上院議員として迎えることを目的として、この指名方法が生まれた。しかし、実際には落選候補者の救済手段になっているとの批判がある。武居 前掲注(46), p.71.

(50) 連邦憲法第 72 条では、上院議員である王子及び王女は 21 歳になるまでは表決権を有しないと規定されるが、実際には 21 歳以上であっても採決には加わらない。また同条では、上院議員である王子及び王女は、定足数の計算に入れられないとされる。

- ② 共同体議会指名議員：上院の総改選ごとに、及び指名を行った共同体議会の総改選ごとに選ばれる⁽⁵¹⁾
- ③ 当然の上院議員：原則、終身⁽⁵²⁾

(5) 直接公選議員に関する投票・選出方法

(i) 選挙区

- 大選挙区 3区
- ① ワロン地域 [フランス語圏] 選挙区⁽⁵³⁾：定数 15 人
 - ② フランドル地域 [オランダ語圏] 選挙区：定数 25 人
 - ③ ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド地域選挙区 [フランス語及びオランダ語圏]：定数なし

(ii) 投票方法

- ① 1 票を政党名簿（選挙区単位）に投票。

又は、② 1 票若しくは複数票を政党名簿（選挙区単位）の候補者に投票（優先投票⁽⁵⁴⁾、この場合は政党名簿自体には投票しない）。複数票の場合は、同一政党名簿の候補者に投票する。その場合、同一政党の候補者全員まで投票できる。同一候補者への複数の優先投票は行えない。

ただし、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド地域選挙区は、独自の政党名簿が存在せず、ワロン地域選挙区又はフランドル地域選挙区の政党名簿（若しくは候補者）に投票する（投票方法は両選挙区の場合と同じ）。ワロン地域、フランドル地域のどちらの選挙区の政党名簿（若しくは候補者）に投票するかは、個々の有権者が選択する。

(iii) 義務投票

直接公選の上院議員選挙について、投票は義務である⁽⁵⁵⁾。裁判において正当な理由なく棄権した罪で有罪と宣告された場合は、戒告処分又は罰金等が科される。

(iv) 選出方法

- ① 各選挙区の政党名簿への投票数と、当該名簿の候補者へ優先投票が行われた票の数⁽⁵⁶⁾を合算する。この結果が、各選挙区の政党の得票数となる。
- ② 選挙区ごとに、政党の得票に従ってドント式⁽⁵⁷⁾で各政党に議席配分を行う。

(51) 連邦憲法及び法律には、任期規定が見当たらない。また、実際に明確な任期を定めることもできない事情がある。すなわち、①上院の直接公選議員・上院議員指名議員の任期（4年）、②共同体議会議員の任期（5年、連邦憲法第117条第1項）という2つの要因が、共同体議会指名議員の任期について混在する状況にある。

例えば、「共同体議会の解散」のケースにつき詳細に見るならば、次の通りである。共同体議会指名上院議員は、その任期中に所属の共同体議会選挙が執行された場合、共同体議会議員として再選されれば、（形式的には再任手続を経るものの）上院議員に自動的に再任されることが想定されている。しかし、共同体議会議員として再選されなければ、必要に応じて同じ党派の共同体議会議員が新たに指名される。「自動的に再任される」点については、解散後の新しい共同体議会の意思が十分に反映されない危険性があるとの批判もある。武居 前掲注(46), pp.72-73.

(52) 王位継承が行われた場合には、新国王に関する18歳以上の王子及び王女等が上院議員となり、当然の上院議員の代替わりが行われる。

(53) ドイツ語圏は、地理的にワロン地域 [フランス語圏] 中のリエージュ州に含まれており、上院の直接公選では、ドイツ語圏住民は、ワロン地域 [フランス語圏] 選挙区の有権者として投票を行う。

(54) 前掲注(29)参照

(55) 連邦憲法第68条 §2

(56) 優先投票が何人に投じられたかではなく、（1つ又は複数の）優先投票がなされた票（投票用紙）の数。前掲注(29)参照。

(57) 前掲注(35)参照

- ③ 各選挙区の政党名簿において、優先投票が、ドループ式当選基数⁽⁵⁸⁾に達した候補者は当選。ドループ式当選基数に達しない候補者は、名簿登載順に政党名簿得票⁽⁵⁹⁾の配分を受け、ドループ式当選基数に達したときは当選。ただし、この配分においては、政党名簿得票の半数までの票が配分される。
- ④ 残りは、優先投票順に当選。ただし、政党名簿得票の配分を受けたがドループ式当選基数に達しなかった候補者は、政党名簿得票の配分の部分も優先投票に加えて当落を決定する。
- ⑤ 阻止条項⁽⁶⁰⁾：ワロン地域選挙区、又はフランドル地域選挙区での得票率が有効投票総数の5%未満の政党は、各々の選挙区で議席配分がなされない。ただし、ブリュッセル・アル・ヴィルヴォルド地域選挙区から投じられた票も含めて計算する。

(6) 共同体議会指名議員の指名方法

(i) フランス語共同体議会・オランダ語共同体議会のケース

- ① 直接公選の上院議員の選挙結果（政党 [formation politique] ごとの得票率）が反映される。すなわち、フランス語・オランダ語の各言語圏ごとに、直接公選での政党得票数に比例させる形で、(a) 直接公選議員、(b) 共同体議会指名議員（ドイツ語共同体議会を除く）、(c) 上院議員指名議員の総数が、各政党へ割り振られる。
- ② ①の「比例させる形」の計算（比例代表の計算）は、フランス語・オランダ語の各言語圏ごとにドント式で行われる⁽⁶¹⁾。
- ③ ただし、直接公選で議席を得られなかった政党からは、（ドイツ語共同体議会を除き）共同体議会指名議員を指名することができない⁽⁶²⁾。
- ④ 個々の指名議員決定に当たっては、フランス語・オランダ語の各言語共同体議会内の各政党が、共同体議会指名議員の獲得人数と同数の候補者を登載した候補者名簿を提出し決定がなされる。

(ii) ドイツ語共同体議会指名議員のケース

- ・（同議会での）絶対多数制（有効投票総数の過半数）による投票で決定。

(58) ドループ式当選基数： $\{ \lfloor \text{当該選挙区での政党の得票数} \div (\text{獲得議席} + 1) \rfloor \text{の商の整数部分} \} + 1$ 。ただし、 $\lfloor \text{当該選挙区での政党の得票数} \div (\text{獲得議席} + 1) \rfloor$ が割り切れる場合、すなわち商が整数の場合は、当該商（整数）を当選基数としている。

(59) 政党名簿への投票数。優先投票がなされた票（投票用紙）の数は含まない。

(60) 前掲注(21)参照

(61) この計算は、実際には次の手順で行われる。まず、直接公選議員の政党別議席配分を行ったドント式（前掲注(35)）の計算に続けて、共同体議会指名議員の政党別議席配分の計算を、（同一のドント式の計算を連続させることにより）行う。すなわち、フランス語圏であれば、16番目に大きな商を出した政党に対して、共同体議会指名議員の議席を新たに1議席与える。17番目に大きな商を出した政党にも、同様に1議席を与える。この計算を10議席分行う。オランダ語圏についても、同様の計算を施す。

次いで、上院議員指名議員の政党別議席配分を行うために、同一のドント式の計算を連続させる。すなわち、フランス語圏であれば、26番目に大きな商を出した政党に対して、上院議員指名議員の議席を新たに1議席与える。この計算を4議席分行う。オランダ語圏についても、同様の計算を施す。

実際のベルギー上院選挙の結果を見ると、イデオロギーや政策が類似する政党であっても、言語圏が違えば、別の政党になっている。例えば、社会主義を標榜する政党については、フランス語圏ではPS(ワロン系社会党)、オランダ語圏ではsp.a-spirit(フランドル系社会党=スピリット)、キリスト教民主主義を標榜する政党については、フランス語圏ではCDH(ワロン系人道的中道民主党)、オランダ語圏ではCD&V(キリスト教民主フランドル党)となっている。このような政党制の下では、(6)(i)②のような比例代表の計算は容易である。

(62) 小政党（特に極右政党）の排除を目的としている。

(7) 上院議員指名議員の指名制度

- ① オランダ語圏の直接公選上院議員・共同体議会指名上院議員（合計 35 人）により 6 人が指名される。また、フランス語圏の直接公選上院議員・共同体議会指名上院議員（合計 25 人）により 4 人が指名される。
- ② 直接公選の上院議員の選挙結果（政党 [formation politique] ごとの得票率）が反映される。反映方法は、(6) (i) ①②③と同様である。
- ③ 個々の指名議員決定の方法は、(6) (i) ④と同様である。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 直接公選における比例代表制採用（連邦憲法第 68 条 §1 第 1 項）
- ② 共同体議会指名制・上院議員指名制の概要（同第 67 条 §1 第 1 項）
- ③ 総定数（同第 67 条 §1 第 1 項）
- ④ 選挙区定数（同第 67 条 §1 第 1 項第 1、2 号）
- ⑤ 言語共同体別の共同体議会指名議員数（同第 67 条 §1 第 1 項第 3、4、5 号）
- ⑥ 言語圏別の上院議員指名議員数（同第 67 条 §1 第 1 項第 6、7 号）
- ⑦ 当然の上院議員の資格（同第 72 条）
- ⑧ 直接公選議員・上院議員指名議員の任期（同第 70 条第 1 項）
- ⑨ 義務投票（同第 68 条 §2）
- ⑩ 共同体議会指名議員・上院議員指名議員の指名での比例代表制の使用（同第 68 条 §1 第 1 項）
- ⑪ 直接公選で議席が獲得できなかった政党からの、共同体議会指名議員・上院議員指名議員の指名の禁止（同第 68 条 §1 第 2、3 項）
- ⑫ ドイツ語共同体議会指名議員の指名制度（同第 68 条 §3 第 3 項）

6 スイス

(1) 上院の呼称・代表制の性格 全州議会（Ständerat／Conseil des Etats）・州代表

(2) 選挙制度の類型

完全連記 2 回投票制⁽⁶³⁾、完全連記相対多数制⁽⁶⁴⁾、小選挙区 2 回投票制⁽⁶⁵⁾、自由名簿式比例代表制⁽⁶⁶⁾、州民総会選出。（州法で定められるため⁽⁶⁷⁾、州ごとに制度が異なる）

(3) 総定数 46 人

(4) 任期 4 年

(63) 前掲注(7)(39)参照

(64) 前掲注(39)参照

(65) 前掲注(7)参照

(66) 前掲注(3)参照

(67) 連邦憲法第 150 条第 3 項

(5) 選挙区

- ① 大選区 20 区 (定数 2 人、州単位)
- ② 小選挙区 6 区 (旧半州単位)

(6) 投票方法・選出方法

州法で定められており、以下の 5 通りの方法が見られる。

(i) 大選区 (2 人区) の場合

- ① 完全連記 2 回投票制 (ヴォー州等 14 州⁽⁶⁸⁾)

第 1 回投票が完全連記制で行われ、絶対多数⁽⁶⁹⁾を獲得した候補者が当選。当選者の決まらない議席について第 2 回投票⁽⁷⁰⁾ (2 議席についての投票の場合は完全連記制で、また 1 議席についての投票の場合は単記制で行われる) が行われ、比較多数を獲得した候補者⁽⁷¹⁾ が当選。
- ② 完全連記相対多数制 (チューリッヒ州等 5 州⁽⁷²⁾)

完全連記制で投票が行われ、比較多数を獲得した上位 2 候補者が当選。
- ③ 自由名簿式比例代表制 (ジュラ州)

1 つの政党名簿を選択して、2 票以下の票を当該政党名簿の候補者に投票。候補者については、選択した政党名簿とは異なる政党名簿の候補者を選ぶこともできる。ハーゲンバッハ・ビショフ法⁽⁷³⁾ で各政党に議席配分が行われ、優先投票⁽⁷⁴⁾ (個人得票) の多い順に候補者が当選する。スイス連邦下院の自由名簿式比例代表制と、投票方法 (ただしジュラ州では同一候補者に 2 票を投じることはできない)、議席配分方法、当選人決定方法、阻止条項⁽⁷⁵⁾ が無い点がまったく同じである⁽⁷⁶⁾。

(68) ヴォー、アールガウ、ザンクト・ガレン、ジュネーヴ、ルツェルン、ティチーノ、ヴァレー、ゾロトゥルン、フリブール、トゥールガウ、ヌーシャテル、シュヴィーツ、ツーク、ウーリの各州。ジュネーヴ州は、絶対多数の部分は特別多数と規定している。すなわち、過半数ではなく、「有効投票総数の 3 分の 1 以上の場合」と規定する (政治的諸権利の行使に関する法律第 96、98 条)。

(69) 各候補者ごとに投じられた票を 1 票と数えて (すなわち通常、有権者は 2 人の候補者に対して票を投じ、合計 2 票を投じる計算になる。また同一候補者に対して 2 票を投じることはできない)、有効投票総数の過半数を得た場合に絶対多数を獲得したことになる。

(70) 第 2 回投票に立候補できる者の条件は、州によって異なる。例えば、ヴォー州、ゾロトゥルン州では、第 1 回投票で有効投票の 5% 以上を獲得した候補者 (ただし当選しなかった者) が、第 2 回投票に進出できる。また、一定の条件を満たした場合は、第 1 回投票に立候補しなかった候補者も第 2 回投票に立候補できる。ヴォー州では、第 2 回投票は原則として第 1 回投票の 3 週間後に執行される。またゾロトゥルン州では第 2 回投票は第 1 回投票の早くとも 4 週間後に執行される。

(71) 2 議席については、上位 2 者。

(72) チューリッヒ、ベルン、グラウビュンデン、シャフハウゼン、グラールスの各州。

(73) ハーゲンバッハ・ビショフ法: 各党の得票数をドループ式当選基数 $\{ \lfloor \text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1) \rfloor \}$ の商の整数部分 +1 で除し、整数部分を議席数として配分する。次いで、仮にそれらの配分議席数に更に 1 議席、2 議席、3 議席…を追加配分した場合の 1 議席当たりの得票数、すなわち 1 議席当たりの平均得票数を計算し、その平均得票数が大きい順に配分漏れの議席数に達するまで議席を追加していく方法。(州別等の) 定数配分計算でも、利用が可能である。ドント式 (前掲注 (35)) と配分結果が同じになる。ハーゲンバッハ・ビショフ法は、ドント式の計算を簡便化する目的で、スイスの物理学者エドゥアルト・ハーゲンバッハ=ビショフ (1833~1910 年) により考案された。なお、ハーゲンバッハ・ビショフ式当選基数との区別は、西平重喜『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社, 2003, pp.91, 94-96 及び前掲注 (16) を参照。

(74) 前掲注 (29) 参照

(75) 前掲注 (21) 参照

(76) 三輪 前掲注 (2), pp.87-88 (スイスの項目) 参照。

(ii) 小選挙区の場合

① 小選挙区 2 回投票制 (バーゼル・ラント州等 5 州⁽⁷⁷⁾)

第 1 回投票が単記制で行われ、絶対多数を獲得した候補者が当選。当選者の決まらない場合は、第 2 回投票⁽⁷⁸⁾が単記制で行われ、比較多数を獲得した候補者が当選。

② 州民総会 (Landsgemeinde) による選出 (アッペンツェル・インナーローデン州)⁽⁷⁹⁾

(7) 義務投票

現在、シャフハウゼン州だけが、義務投票制を採用する。同州では、65 歳までの有権者に対し、連邦、州及び自治体選挙における投票の義務が課され、届出をすることなく棄権した者には、3 スイス・フランの罰金が科される⁽⁸⁰⁾。

(8) 連邦憲法で規定される事項

① 総定数 (連邦憲法第 150 条第 1 項)

② 州別定数 (同第 2 項)

7 ポーランド

(1) 上院の呼称・代表制の性格 元老院 (Senat)・国民代表

(2) 選挙制度の種類

① 大選挙区単記相対多数制 (2 人区)

② 制限連記制⁽⁸¹⁾ (3 又は 4 人区)

(3) 総定数 100 人

(4) 任期 4 年

(5) 選挙区

大選挙区 40 区 (定数 2~4 人)⁽⁸²⁾

(77) バーゼル・ラント、バーゼル・シュタット、アッペンツェル・アウサーローデン、ニトヴァルデン、オブヴァルデンの各州。

(78) 第 2 回投票に立候補できる者の条件は、州によって異なっている。

例えば、バーゼル・シュタット州では、第 1 回投票の候補者が、第 2 回投票に進出できる。また、一定の条件を満たした場合は、第 1 回投票に立候補しなかった候補者も第 2 回投票に立候補できる。第 2 回投票は、原則として第 1 回投票の 4 週間以内に執行される。

(79) アッペンツェル・インナーローデン州憲法第 20 条の 2。なお、過去においては、ニトヴァルデン、オブヴァルデンでも、州民総会で連邦上院議員を選出していた (小林武『現代スイス憲法』(南山大学学術叢書) 法律文化社, 1989, p.88)。

州民総会とは、州の有権者の集会であり、我が国では「青空議会」などと称されることがある。スイスの規模の小さな州 (現在では 2 州のみ) では、直接民主制の一形態として州民総会が今なお存続している。

(80) 州憲法第 23 条第 3 項、州選挙法第 9 条。

(81) 前掲注(39)参照

(82) "Wybory do Senatu 2007" ポーランド全国選挙委員会 (Państwowa Komisja Wyborcza) ホームページ

(<http://www.wybory2007.pkw.gov.pl/SNT/PL/WYN/M/index.htm>) なお、本稿のインターネット情報は、すべて 2009

- ① 2人区：22区
- ② 3人区：16区
- ③ 4人区：2区

(6) 投票方法

選挙区ごとに候補者に対して投票を行う。選挙区定数未満の候補者に対して票を投じることができる。すなわち、2人区、3人区、4人区で、各々1人、2人、3人までに対してである。同一の候補者に複数票を投じることができない。

(7) 選出方法

選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が選挙区定数分まで当選。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 総定数（憲法第97条第1項）
- ② 任期（同第98条第1項）

8 チェコ

(1) 上院の呼称・代表制の性格 元老院（Senat）・国民代表

(2) 選挙制度の類型 小選挙区2回投票制⁽⁸³⁾

(3) 総定数 81人（2年ごとに3分の1改選）

(4) 任期 6年

(5) 選挙区 小選挙区 81区（3分の1ずつ区分され、上院選挙執行時に選挙がある選挙区とない選挙区に分かれる⁽⁸⁴⁾）

(6) 投票方法

1票を選挙区の候補者に投票。

(7) 選出方法

絶対多数を獲得した候補者が当選する。過半数に届く者が無い場合は、6日後に上位2者の決選投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選。

年10月20日時点で確認したものである。

(83) 前掲注(7)参照

(84) チェコ国会選挙法第94条によって、各選挙区の選挙年のサイクル（3分の1改選のサイクル）が規定される。

(8) 憲法で規定される事項

- ① (比例代表制ではなく) 多数制⁽⁸⁵⁾の選挙制度の採用 (憲法第 18 条第 2 項)
- ② 総定数 (同第 16 条第 2 項)
- ③ 3 分の 1 改選制 (同上)
- ④ 任期 (同上)

9 メキシコ**(1) 上院の呼称・代表制の性格**

元老院 (Cámara de Senadores)・元来は州代表だがその性格を弱めている

(2) 選挙制度の類型 大選挙区比例代表並立制⁽⁸⁶⁾**(3) 総定数 128 人****(4) 任期 6 年****(5) 選挙区**

- ① 大選挙区 32 区 (定数 3 人、31 州と連邦特別区 [首都] を単位とする)
- ② 比例区 (全国単位) 1 区 (定数 32 人)

(6) 投票方法

1 票を大選挙区 (3 人区) の政党名簿 (2 名の候補者からなる拘束名簿) に投票。この 1 票は、同時に、比例区における同一政党の政党名簿 (拘束名簿) への投票としても扱われる。

(7) 義務投票

国民は、連邦選挙人名簿へ登録されるという義務が課され、住所変更時には 30 日以内に連邦選挙人登録庁 (Registro Federal de Electores) に対して届け出なければならない。また、直接選挙において投票を行うことは、国民の義務である⁽⁸⁷⁾。ただし、登録・投票いずれについても罰則は存在せず、義務投票制を採用していないと分類することもある。

(8) 選出方法

- ① 大選挙区 (3 人区) ごとに、最多得票政党に 2 議席を、第 2 党に 1 議席を配分する。1 議席の場合は、あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位の 1 名の候補者が当選する。

(85) 原語 většinového systému (英訳 majority system) は、多数制又は多数代表制と訳すことができる。上院選挙制度の決定過程で、相対多数制 (relative majority)、絶対多数制 (absolute majority) の二者を中心に、(オーストラリア連邦下院で採用の) 選択投票制 (alternative voting) が検討の対象となったことから考えて、「多数制」が適切な翻訳と判断した。

(86) 前掲注(2)参照

(87) 連邦憲法第 36 条第 1、3 項。選挙の機関と手続に関する連邦法第 4 条第 1 項、第 175 条。

- ② 比例区では、ヘアー式最大剰余法⁽⁸⁸⁾で各政党に議席配分を行う。あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。
- ③ 重複立候補と当選手続：メキシコでは同一の選挙過程⁽⁸⁹⁾において重複立候補することは、原則として禁止されている。ただし、各政党は、上院選挙では、大選挙区（3人区）の政党名簿と比例区の政党名簿の両者に、（全国で）最大6名までの候補者を重複して登載することができる。この重複登載の候補者が、両名簿で同時に当選した場合は、大選挙区（3人区）での当選が優先され、当該候補者は、最終的に比例区の名簿から除かれ、比例区では次順位の候補者が繰り上がって当選する。
- ④ 阻止条項⁽⁹⁰⁾：比例区得票率が投票総数⁽⁹¹⁾の2%未満の政党には、比例区の議席配分がなされない。

(9) 連邦憲法で規定される事項

- ① 選挙制度の枠組み（大選挙区比例代表並立制）（連邦憲法第56条第1、2項）
- ② 総定数（同第1項）
- ③ 任期（同第3項）
- ④ 選挙区（同第1、2項）
- ⑤ 義務投票（同第36条第3項）
- ⑥ 大選挙区（3人区）での拘束名簿の使用（同第1項）
- ⑦ 比例区での名簿式比例代表制の採用（同第2項）
- ⑧ 大選挙区（3人区）での選出方法（同第1項）

(88) 前掲注(32)参照

(89) 連邦の選挙において複数の選挙区で同時に立候補することが原則、禁止されるだけでなく、連邦、州又は地方自治体の選挙が同時に行われる場合であっても、相互に重複立候補することは禁止されている。例えば連邦と州の選挙に同時に立候補することは禁止される。もし、連邦の選挙に既に立候補しており、同時に行われる州の選挙に後で立候補した場合は、両方の立候補が取り消しになる。上院選挙における重複立候補の制度は、例外的な制度と言える。選挙の機関と手続に関する連邦法第8条。

(90) 前掲注(21)参照

(91) この場合、無効票も含めた投票総数となっている。なお、ヘアー式最大剰余法の計算においても、投票総数が用いられる。

現行の1917年連邦憲法第56条第2項には、元々、上院議員選挙における当選の計算において有効投票総数ではなく、「投票総数（los votos emitidos）」が用いられることが明記されていたが、1993年の改正で、この第56条第2項の「投票総数」という文言は削除された。現在、連邦憲法上は、上院議員選挙の当選の計算で「投票総数」が用いられることは記されていないが、選挙の機関と手続に関する連邦法で規定がなされている。

II 間接選挙を中心とした国々

1 フランス

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Sénat)・地方公共団体の代表及び在外フランス人の代表

(2) 選挙制度の種類

- ① 複選制⁽⁹²⁾
- ② 選挙人団による選挙：完全連記2回投票制⁽⁹³⁾、小選挙区2回投票制⁽⁹⁴⁾、拘束名簿式比例代表制⁽⁹⁵⁾

(3) 総定数 348人 (3年ごとに約半数改選、上院選挙執行時に選挙がある選挙区とない選挙区に分かれる。ただし在外選挙区のみ、選挙区定数の半分の議席を3年ごとに毎回選挙)⁽⁹⁶⁾

* 2009年9月時点では343人であるが、2011年までに348人へ増員する⁽⁹⁷⁾。

(4) 任期 6年 (2009年時点では従来からの任期9年の議員が混在するが、2011年選挙後には全員が任期6年になる)

(5) 選挙区

- ① 本土にある選挙区 96区 (県単位、総数315人、定数1~12人)
- ② 海外の領土にある選挙区 11区 (海外県・海外共同体又は特別共同体⁽⁹⁸⁾の単位、総数)

(92) 複選制：間接選挙制の一種。例えば州議会議員、県議会議員など、当該選挙以外の職務を有している選挙人が投票を行い、当選人が決定される制度。明治時代に我が国でも、府県議会議員を、市のエリアにおいては市会及び市参事会が会合し、郡のエリアにおいては郡会及び郡参事会が会合し、無記名投票による選挙を行い選出するという制度が採用されていた時期があるが、これは複選制に分類される。

(93) 前掲注(7)(39)参照

(94) 前掲注(7)参照

(95) 前掲注(3)参照

(96) 2008年7月23日の憲法改正の結果、総定数の上限が348人となった(憲法第24条第4項)。

選挙法典第276条、別表第5により、各選挙区の選挙年のサイクル(半数改選のサイクル)が規定される。なお、これらの規定は、県・海外県を選挙区とする上院議員選挙(県部上院議員選挙)に関する規定である。他の選挙区の上院議員選挙については、選挙法典、在外フランス人の上院代表に関する1983年6月17日組織法律第83-499号等に、別途の類似の規定が置かれている。

(97) 2003年以前の総定数は321人(任期9年、3年ごとに約3分の1ずつ改選)であったが、2003年7月30日組織法律第2003-696号及び2003年7月30日法律第2003-697号で25人の増員及び任期短縮等(任期6年。3年ごとに約2分の1ずつ改選)がなされ、また2007年2月21日法律第2007-223号で2人の増員(サン・バルテルミー選挙区、サン・マルタン選挙区の増設)がなされた。増員は、段階的に行われることになった。

(98) 海外県はDépartements et régions d'outre-mer(DOM-ROM)を指す。海外県は4つ存在する。海外共同体はCollectivités d'outre-mer(COM)を指す。海外共同体は「海外準県」とも訳される。海外共同体は6つ存在する。特別共同体はCollectivités sui generisを指す。特別共同体は2つ存在する。ニュー・カレドニアと、仏領南方・南極地域(Territoire des Terres australes et antarctiques françaises [TAAF])である。ニュー・カレドニアは、上院議員の選挙区(1区)である。TAAFは、定住者がいないため国会議員の選挙区を有しない。

本稿では、海外県・海外共同体・特別共同体を合わせて「海外の領土」と呼ぶこととし、2003年より前のフランス憲法に見られる「海外領土(Territoires d'Outre-Mer、略称TOM)」(旧第72、74条)と区別する。TOMには、海外県は含まれていなかった。

21人、定数1~4人)

- ③ 在外選挙区 1区 (総数12人、3年ごとに半数改選のため改選時の定数は6人)⁽⁹⁹⁾

(6) 間接選挙の基本的枠組み

上院選挙区のエリアから選挙された下院議員・地方議会の代表が、各上院選挙区で選挙人団を形成する。上院選挙区を単位として、この選挙人団が選挙を行い上院議員が選出される。約150,000人の選挙人団の約95%は、市町村議会代表(下記(7)(iv))から構成されており、この意味で、市町村議会代表によって上院議員が選出されるという基本的構造を持っている。

例外として、在外選挙区では、在外フランス人議会(Assemblée des Français de l'étranger [AFE])⁽¹⁰⁰⁾の中の公選議員(155人)が選挙人団を形成する。この選挙人団が行う上院議員選挙については、議席配分方法・当選人決定方法が、本土にある選挙区のケースと同じである。在外選挙区選出の上院議員の役割・権限は、他の選挙区選出の上院議員と対等である。

(7) 選挙人団の構成・選出

(i) 下院議員

(ii) 州議会議員 (州議会議員選挙での県区分により、各上院選挙区に分かれる。ただしコルス州議会議員選挙は県区分がないため、同議会が、同議会議員をコルス・デュ・シュド県[28人]及びオート・コルス県[23人]に分ける。なお海外共同体・特別共同体には州議会に相当する議会が存在しない)

(iii) 県議会議員 (ただしパリ県⁽¹⁰¹⁾及び海外共同体・特別共同体では県議会に相当する議会の議員)

(iv) 市町村議会の代表 (市町村の人口により、代表の人数・構成が次のとおり決まる)

- (a) 9,000人未満 (次の割合で市町村議会が、同議会議員又は当該市町村有権者⁽¹⁰²⁾の中から代表を選任)

① 人口500人未満 (同議会の定数9、11人⁽¹⁰³⁾)の場合:代表1人

(99) 本土にある選挙区等において、総数及び選挙区定数として掲げられる数は、2011年以降の増員終了後の数字である。

(100) 「在外フランス人高等評議会に関する2004年8月9日法律第2004-805号」によって設置された在外フランス人(約2,100,000人)の代表機関。現在の構成は、①議長:外務大臣(1人)、②公選議員(155人)、③任命議員(外務大臣の任命、12人)、④在外選挙区選出の上院議員(12人)で、合計180人から成る。

公選議員は、任期が6年で、3年ごとに約半数が改選される。選挙は、海外54選挙区(ベルリン選挙区、東京選挙区等)で行われる。選挙区は、A組(アメリカ・アフリカ地域、79議席、27選挙区)とB組(ヨーロッパ・アジア・オセアニア・中東地域、76議席、27選挙区)に分かれ、3年ごとにA組、B組が交替で改選される。投票方法は、在外公館における投票、郵便投票、インターネットによる投票のいずれかによる。2009年6月にA組選挙があった。選挙制度は、選挙区ごとに、定数3以上で拘束名簿式比例代表制(ドント式、前掲注(3)(35))、定数2で完全連記相対多数制(前掲注(39))、定数1で単純小選挙区制が採られる。登録有権者数は、A組・B組を合わせて約86万人(2008年時点)で、任意登録に基づき選挙人名簿が形成されている。この任意登録は、①在外公館における登録、又は②在外公館を通じた郵便、ファックス若しくは電子メールによる登録という方法で行われている。

(101) 首都パリは、「市町村(コミューン)」という単位であり、同時に「県」という単位である。上院議員選挙の選挙人団に関して、パリ議会議員(Conseil de Paris、総数163人)は、県議会議員に相当する。

(102) フランス国籍を有しない者は、代表になることができない。またフランス国籍を有しない市町村議会議員は、代表の選任に参加できない。

これは、フランスでは、欧州連合加盟国の国籍を有する者でも、一定の要件を満たせば市町村議会議員の選挙権・被選挙権を有するが、国政選挙の選挙権・被選挙権は付与されていないことによる措置である。

(103) 地方自治体一般法典で、(全国的ルールとして)市町村人口に対応した市町村議会定数、またリヨン市とマルセイユ市については各々の市議会定数(各73人、101人)が規定される。

- ② 人口 500～1,499 人（同定数 15 人）の場合：代表 3 人
- ③ 人口 1,500～2,499 人（同定数 19 人）の場合：代表 5 人
- ④ 人口 2,500～3,499 人（同定数 23 人）の場合：代表 7 人
- ⑤ 人口 3,500～8,999 人（同定数 27、29 人）の場合：代表 15 人
- (b) 9,000～30,999 人（同定数 29、33、35、39 人）：同議会議員全員⁽¹⁰⁴⁾
- (c) 31,000 人以上（同定数 39、43～69、73、101 人）
同議会議員全員⁽¹⁰⁵⁾+30,000 人超の人口 1,000 人ごとに 1 名の追加代表（市町村議会が当該市町村有権者の中から選任⁽¹⁰⁶⁾）
- (v) 在外フランス人議会（AFE）の公選議員（155 人）

(8) 選挙人団による選挙の方法

- (i) 定数 3 以下の選挙区（完全連記 2 回投票制、又は小選挙区 2 回投票制）⁽¹⁰⁷⁾

(a) 投票方法

選挙区ごとに候補者⁽¹⁰⁸⁾に対して投票を行う。選挙区定数までの候補者に対して票を投じることができる。第 1 回投票、第 2 回投票と投票が 2 回行われることがあるが、その場合は 1 回目、2 回目ごとに選出されるべき議員数までの候補者に対して票を投じることができる。同一の候補者に複数票を投じることができない。

(b) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、第 1 回投票で、有効投票総数の過半数、かつ有権者数の 4 分の 1 以上の票を獲得した候補者がいる場合は、その候補者が当選。
- ② 当選者の決まらない議席について、第 1 回投票日と同日に第 2 回投票が行われ、比較多数を獲得した候補者⁽¹⁰⁹⁾が当選。同点の場合は、年長者が当選。第 2 回投票に立候補を希望する場合は、第 1 回投票で立候補したか否かにかかわらず、誰でも立候補届出を行わなければならない。第 2 回投票だけに立候補することも可能である⁽¹¹⁰⁾。

(104) フランス国籍を有しない者は代表になることができない。フランス国籍を有しない議員が含まれる市町村議会の場合は、当該議員を、フランス国籍を有する代表と差し替える。差し替えの手続は、市町村議会選挙で用いられた候補者名簿から、次点の候補者を選任する形態を取る。次点の候補者が存在しない場合（すなわち名簿登載者が尽きてしまった場合）は、差し替えによる補充を行わず、当該議員の分の代表は選任しないままとする。

(105) 同上

(106) フランス国籍を有しない者は、追加代表になることができない。またフランス国籍を有しない市町村議会議員は、追加代表の選任に参加できない。

(107) 総定数 348 人のうち、(i) 定数 3 以下の選挙区（完全連記 2 回投票制又は小選挙区 2 回投票制）に属するのは 168 人（48.3%）で、(ii) 定数 4 以上の選挙区（拘束名簿式比例代表制）に属するのは 180 人（51.7%）である。

(108) 候補者は個人でも立候補できるし、複数の候補者が立候補名簿を形成し立候補することも可能である。上院議員選挙人は、候補者個人に投票することもできるし、名簿に投票することもできる。また複数の名簿に登載されている個々の候補者を混合して投票すること、名簿に登載される複数の候補者のうち一部の候補者だけを他の候補者と差し替えて投票することもできる。

集計は、名簿への投票の場合であっても、個々の候補者への投票と読み替えて行う。すなわち、A という名簿に 1 票が投じられた場合であっても、名簿に登載された候補者 a 氏、b 氏に各 1 票が投じられたと読み替える。名簿に登載される複数の候補者のうち一部の候補者だけを他の候補者と差し替えた場合でも、同様に個々の候補者への投票と読み替えて行う。

(109) 2 又は 3 議席については、上位 2 者又は 3 者。

(110) 第 2 回投票の開始時刻の、少なくとも 30 分前までに立候補届出をしなければならない。第 2 回投票は 15:30 から行われるので、15:00 までに届出が必要である。届出は直ちに受理され、15:00～15:30 の間、届出書類が投票場に貼り出される。

(ii) 定数 4 以上の選挙区（在外選挙区も含まれる）（拘束名簿式比例代表制）

(a) 投票方法

選挙区ごとに、1 票を政党名簿（選挙区単位）⁽¹¹¹⁾に投票

(b) 選出方法

① 選挙区ごとに、政党名簿の得票に従ってハーゲンバッハ・ビショフ法⁽¹¹²⁾で各政党に議席配分を行う。

② あらかじめ政党が定めた名簿順位に従い、上位から配分議席分の候補者が当選。

③ 阻止条項⁽¹¹³⁾：なし

(iii) 重複立候補の禁止

上院議員選挙では、複数の立候補を行うことは禁止される（第 1 回投票と第 2 回投票に続けて立候補することは可能）。また、同一選挙区であっても、異なる選挙区であっても、複数の政党名簿に同一候補者が登載されることはできない⁽¹¹⁴⁾。

(9) 義務投票

在外選挙区を除き、選挙人団のメンバーは、いずれも投票の義務が課され、裁判において正当な理由なく棄権した罪で有罪と宣告された場合は、100 ユーロの罰金が科される⁽¹¹⁵⁾。

(10) 憲法で規定される事項

① 間接選挙の採用（憲法第 24 条第 4 項）

② 総定数の上限（同上）

③ 在外フランス人の代表の保障（同条第 5 項）

④ 定数配分等に関する独立委員会（第三者機関）の設置（同第 25 条第 3 項）

2 オランダ

(1) 上院の呼称・代表制の性格

国会第一議院⁽¹¹⁶⁾ (Eerste Kamer der Staten-Generaal) ・国民代表

通例、上院議員選挙の場合、①定数 3 以下の選挙区では、第 1 回投票が 8:30～11:00、第 2 回投票が 15:30～17:30 に行われ、②定数 4 以上の選挙区では、投票が 9:00～15:00 に行われる。

(111) 男女の候補者が半数ずつ（名簿登載候補者数が奇数の場合は、男女の差が 1 人まで認められる）で、かつ名簿順位上男女が交互に登載されなければならない。

(112) 前掲注(73)参照

通常ドループ式当選基数を用いて計算を行うが、フランス上院では独自の当選基数を用いる。すなわち、 $\left\{ \frac{\text{有効投票総数}}{\text{定数 (4 人等)}} \right\}$ の商（小数点以下を含む）を用いて計算する。ドループ式当選基数を用いても、この独自の当選基数を用いても、結果は等しくなる。この独自の当選基数は、端数まで厳密に計算したヘアー式当選基数と言えよう。類似事例として脚注(122)参照。

(113) 前掲注(21)参照

(114) 選挙法典 L.第 302 条、L.第 439 条、L.第 474 条、L.第 501 条、L.第 528 条、L.第 556 条。在外選挙区については「複数の政党名簿に同一候補者が登載されることはできない」とだけ規定される（在外フランス人を代表する上院議員の選挙に関する 1983 年 3 月 18 日法律第 83-390 号第 1 条）。

(115) 選挙法典 L.第 318 条、L.第 439 条、L.第 474 条、L.第 501 条、L.第 528 条、L.第 556 条。

(116) 上院は呼称上、国会第一議院と称されているが、機能上、いわゆる第二院（second chamber）であり、オランダ上院自身の説明でも、いわゆる第二院とされている。“Why have a bicameral system?” オランダ上院ホームページ〈http://www.eerstekamer.nl/begrip/english_2〉

(2) 選挙制度の種類

- ① 複選制⁽¹¹⁷⁾
- ② 選挙人団による選挙：非拘束名簿式比例代表制⁽¹¹⁸⁾

(3) 総定数 75 人

(4) 任期 4 年

(5) 選挙区 大選挙区 12 区（州単位、定数は定められていない）

(6) 間接選挙の基本的枠組み

全国総数 564 人（2007 年）の州議会議員（全 12 州）が、選挙人団を形成する。各州内で行われる選挙人団の投票結果が全国集計され、議席配分、当選人決定がなされる。議席配分方法、当選人決定方法は、下院議員選挙とほぼ同じである。ただし、1989 年選挙法 U2 条に基づき、全国集計の際に、選挙人団が投じた各票には、州ごとに決められる「投票価値（Stemwaarde）」が乗じられる。「投票価値」は、選挙人団の投じる 1 票の価値を、州の人口に比例させるように調整することを目的とする係数である。

(7) 投票方法（選挙人団による選挙）

- 1 票を政党名簿（選挙区単位）の候補者に投票（優先投票のみ）⁽¹¹⁹⁾。

(8) 選出方法（選挙人団による選挙）

- ① 候補者への投票は、当該候補者が所属する政党への投票とみなす。
- ② 各選挙区での政党（又は政党連合）の得票を全国で合算し、全国単位の政党（又は政党連合）の得票を求める。この際、州ごとに「投票価値」を乗じる。「投票価値」は、{(選挙年の 1 月 1 日付け人口 [州単位]⁽¹²⁰⁾) ÷ (州議会議員数 × 100)} の商を四捨五入して整数とした値である⁽¹²¹⁾。
- ③ この政党（又は政党連合）の得票（全国）に従って、ハーゲンバッハ・ビショフ法⁽¹²²⁾で各政党（又は政党連合）に議席配分を行う。
- ④ 政党連合内の政党間の議席配分は、各政党の得票（全国）に従って、ヘアー式最大剰余

(117) 前掲注(92)参照

(118) 前掲注(3)参照

(119) 政党名簿への投票はできないので、政党名簿登載順に候補者を当選させたい場合は、名簿登載順位第 1 位の候補者に優先投票を行えばよい。前掲注(29)参照。

(120) オランダ統計局（Centraal Bureau voor de Statistiek）が官報に公表した数値による。

(121) 2007 年上院選挙における各州の投票価値は、“Statistische gegevens: Eerste Kamerverkiezingen 29 mei 2007,” p.15. オランダ選挙協議会（Kiesraad）ホームページ
〈http://www.kiesraad.nl/nl/Overige_Content/Bestanden/Publicatie-Publicaties/Statgegevens_EK_2007.pdf〉参照。

(122) 前掲注(73)参照

通常ドループ式当選基数を用いて計算を行うが、オランダ上院では独自の当選基数を用いる。すなわち、[|有効投票総数 ÷ 定数 (75 人)| の商 (整数部分 + 分数部分)] を用いて計算する。ドループ式当選基数を用いても、この独自の当選基数を用いても、結果は等しくなる。類似事例として前掲注(112)参照。

法⁽¹²³⁾で行う。

- ⑤ 政党ごとに、選挙区での得票に従って、ヘアー式最大剰余法⁽¹²⁴⁾で選挙区の各政党名簿へ議席配分を行う。
- ⑥ 各政党名簿において、当選基数（全国）の50%を超える得票⁽¹²⁵⁾（優先投票⁽¹²⁶⁾の得票）をした候補者の中から、優先投票の順に候補者が当選する。
- ⑦ 複数の選挙区の政党名簿に登録される候補者（重複立候補の候補者⁽¹²⁷⁾）については、各政党名簿での優先投票を合算し、当該候補者の得票とし、当落を⑥の方法で決める。当該候補者が、複数の政党名簿で当選となってしまう場合は、（当該複数政党名簿の中で）最多得票をした政党名簿での当選とする。
- ⑧ 当選人数が、政党名簿に配分された議席数に達しない場合は、残りの候補者について名簿掲載順に当選とする。
- ⑨ 阻止条項⁽¹²⁸⁾：なし

(9) 憲法で規定される事項

- ① 州議会議員による間接選挙（憲法第55条）
- ② 比例代表制の採用（同第53条第1項）

3 アイルランド⁽¹²⁹⁾

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院（Seanad Éireann）・職能代表制を中心とした混合型（大学選挙区代表制・首相任命制との混合）

(2) 選任の制度

- ① 複選制⁽¹³⁰⁾・直接公選・任命制の混合型
- ② （複選制の）選挙人団による選挙：単記移譲式比例代表制⁽¹³¹⁾

(123) 前掲注(32)参照。

{(政党連合の得票÷政党連合に配分された議席)の商(整数部分+分数部分)}を独自のヘアー式当選基数とし用いている。この独自のヘアー式当選基数と、一般のヘアー式当選基数(整数部分のみ)では、配分議席に差異が生じる可能性がある。この独自のヘアー式当選基数は、端数まで厳密に計算したヘアー式当選基数と言えよう。類似事例として前掲注(122)参照。

(124) ④と同じ計算方法。

(125) [有効投票総数(全国)÷定数(75人)]×0.5を超える票数、で計算される。

(126) 前掲注(29)参照

(127) 同一州内での重複立候補は禁止される。1989年選挙法R5条。

(128) 前掲注(21)参照

(129) 同国の記述に当たっては、弥久保宏「アイルランド共和国の選挙制度(1) 下院の選挙制度と総選挙の動向」『選挙』52巻8号, 1999.8, p.5; 同「アイルランド共和国の選挙制度(2) 上院の権限と選挙制度」『選挙』52巻9号, 1999.9, pp.22-29等を参照にした。

(130) 前掲注(92)参照

(131) 前掲注(10)参照

アイルランドの単記移譲式比例代表制

アイルランドでは、選挙制度として単記移譲式比例代表制が広範に用いられている。上院選挙以外では、大統領選挙、下院選挙、欧州議会選挙、地方選挙（地方議員・直接公選の地方議会議長に関する選挙）でも、単記移譲式比例代表制が

- ③ 直接公選の選挙制度：単記移譲式比例代表制
- ④ 任命制：首相任命制

(3) 総定数 60 人

(i) 職業別候補者名簿⁽¹³²⁾からの選出議員（複選制）：43 人

- ① 文化・教育分野の名簿からの選出議員：5 人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：2 人)
- ② 農林水産分野の名簿からの選出議員：11 人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：4 人)
- ③ 労働分野の名簿からの選出議員：11 人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：4 人)
- ④ 産業・商業分野の名簿からの選出議員：9 人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：3 人)
- ⑤ 公務員・福祉分野の名簿からの選出議員：7 人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：3 人)

(ii) 大学選挙区選出議員（直接公選）：6 人

- ① アイルランド国立大学選出議員：3 人
- ② ダブリン大学選出議員：3 人

(iii) 首相⁽¹³³⁾による任命議員：11 人

(4) 任期 5 年（下院総選挙ごとに上院議員の総選挙・新任命が行われるため、解散がなければ下院議員と同じ 5 年が任期となる）

(5) 選挙区

① 職業別候補者名簿選挙区（複選制） 1 区（総数 43 人、5つの名簿ごとの定数 5～11 人、全

用いられている（直接公選の地方議会議長とは、県会議長及び市会議長である。2001 年地方政府法第 39 条第 1 項）。更に、公職の選挙ではなく、民間の役職者選出投票等でも、単記移譲式比例代表制が用いられることがある。単記移譲式比例代表制は、アイルランドの政治制度の 1 つの特徴を成している。（ただし、定数 1 の選挙における単記移譲式比例代表制の採用は、1 人の当選者だけしか現れないため、移譲手続が発生することを考慮して候補者が他の候補者との選挙協力を行うことはあっても、比例代表制の効果は発生しないと言える。）

単記移譲式比例代表制の議席配分・当選人決定の計算方法には、多数が存在するが、アイルランド（公選に限る）では、現在グレゴリー法（Gregory method）が共通して用いられている。グレゴリー法は、最終被移譲票法（“last parcel method”）とも呼ばれることから分かる通り、複数の候補者間で連続して票の移譲が行われる際（すなわち、移譲された票を更に別の候補者に移譲する際に）、他の候補者から最後に受領した移譲票だけを次の候補者に移譲することを特徴としている。最後に受領した移譲票は、最終被移譲票（last parcel）と呼ばれる。従って、オーストラリア上院の包括グレゴリー法とは異なっている。グレゴリー法は、開票手順を簡便にするものの、最終被移譲票の状態（最終被移譲票の票数及びその中でどの候補者が次順位に指定されているか）で結果に差異が生じるという欠点を持つ。脚注(143)参照。

(132) 職業別候補者名簿は、①～⑤の 5 つの分野ごとに作成され、各名簿には知識と実務経験を有する候補者が登載される。登載に当たっては、各名簿とも 2 通りの推薦がなされて候補者が決定される。1 つは、職業団体による推薦であり、これにより推薦団体候補者名簿が作成される。職業団体は、各職業分野の利益を代表する団体であり、選挙管理官の下に各分野につき複数の団体が登録される。登録は毎年改訂・更新される。2009 年の例で見ると、①～⑤の分野について各々、アイルランド全国教員組合、中央漁民会議、アイルランド労働組合会議、アイルランド商工会議所、県・市協会などの団体名が見られる。もう 1 つは、国会議員（総選挙で当選した新下院議員、及び前上院議員）による推薦であり、これにより国会候補者名簿が作成される。推薦団体候補者名簿と国会候補者名簿は、副名簿と呼ばれ、両名簿を合わせたものが各分野の職業別候補者名簿になる。各副名簿には、当該副名簿から選挙される最少議員数が定められている。

(133) 下院総選挙後の首相のことである。

国単位)

- ② 大学選挙区（直接公選） 2 区（総数 6 人、両選挙区とも定数 3 人、大学単位 [アイルランド国立大学とダブリン大学]）

(6) 投票方法

① 職業別候補者名簿選挙区

下院議員⁽¹³⁴⁾、前上院議員⁽¹³⁵⁾、県会議員、市会議員が投票権を持つ。当該投票者が、5 つの職業別候補者名簿ごとに 1 票ずつを投じる（合計 5 票を投じることができる）。

② 大学選挙区

アイルランド国立大学、又はダブリン大学の学位（学士を含む、名誉学位は除く）を持つ者（18 歳以上のアイルランド国民）が有権者になる。両大学選挙区ごとに、有権者が 1 票を投じる⁽¹³⁶⁾。

③ 投票用紙への記入方法・投票用紙の郵送（(6) ①、②に共通）

職業別候補者名簿ごとに又は大学選挙区ごとに、投票用紙（5 分野ごとの職業別候補者名簿用の投票用紙 [全 5 枚] 又は各大学選挙区用の投票用紙）に印刷された候補者に選好順位をつけて投票（選好順に 1、2、3…と番号を振る⁽¹³⁷⁾）。必ずしも全員に選好順位を付ける必要はない。記入後の投票用紙は、郵送で選挙管理官に送達する。

(7) 選出方法

① 職業別候補者名簿選挙区に限り、後の計算を簡便化するため、各票に 1,000 を乗じる。

このため②以下で、職業別候補者名簿選挙区の 1 票は 1,000 票と読み替えて計算がなされる。

② 職業別候補者名簿ごとに、及び大学選挙区ごとに、ドループ式当選基数、すなわち $\lceil \{ \text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1) \} \text{の商の整数部分} \rceil + 1$ を計算し、この当選基数以上の第 1 順位票を得た候補者が当選となる。

③ 当選人の得票（第 1 順位票）のうちドループ式当選基数を超えた分を超過票と呼ぶ。超過票を投票者が第 2 順位⁽¹³⁸⁾とした候補者に移譲し⁽¹³⁹⁾、当該第 2 順位候補者の得票（当該第

(134) 通例、総選挙後の新下院議員

(135) 通例、上院総選挙前の上院議員。上院議員の任期は、憲法第 18 条第 9 項により、上院総選挙前日までである。

(136) 候補者は、各大学の学位を持つ必要はない。

(137) 下院選挙と異なり、上院選挙では 1、2、3…という番号以外の選好順位の表現方法（a、b、c など）は認められない。

(138) (7) ③、⑤、⑦、⑧、⑩における「第 2 順位」若しくは「次順位」の候補者が、既に当選しているか、又は落選が決定している場合は、移譲を受ける資格がない。その場合は、当該候補者を飛ばして、更に次の順位（第 3 順位等）の候補者に票を移譲する。

(139) まず、当選人の得票（第 1 順位票）の総数から、仮に移譲を行っても第 2 順位が記入されていない等で移譲が不可能であると判断される票数を差し引き、移譲可能票総数を確定する。（ただし実際に移譲されるのは超過票で、移譲可能票総数は次に掲げる候補者別割合を計算するために用いられる数値である。）移譲可能票総数に対する、（移譲可能票総数内で）第 2 順位に指定された候補者（通例複数）別の割合を計算する。超過票に、この候補者別の割合を乗じて、その解となった票数を、第 2 順位の候補者へ移譲する。なお、解の算出に当たっては、原則として小数点以下の端数は切り捨てる。

ただし、大学選挙区に限り、小数点以下の端数を切り捨ててしまうと、（通例複数の）候補者への実際の移譲票の総和が、超過票の数よりも少なくなってしまう場合は、別の計算手続による。すなわち、小数点以下の端数を大きい順に並べ、（端数までを加えたときの）移譲票の総和が超過票数を超えるまで、最大の端数から順に移譲票総和（この場合は端数を切り捨てた後の整数）に足し上げていく。足し上げられた端数の総和を、最大の端数を持つ（候補者の）移譲票数（端数を切り捨てた後の整数）に加算する。足し上げるに至らなかった端数があっても、それは計算に用いない。1937 年上院議員

2 順位候補者本人の第 1 順位票) と合算する。

ただし、大学選挙区に限り、超過票の数⁽¹⁴⁰⁾が、{最下位の 2 候補者の間の票数(第 1 順位票の数)の差}未満のときは、超過票の移譲を行わない。

- ④ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ⑤ ③の超過票が存在しない場合⁽¹⁴¹⁾は(大学選挙区に限り、③後段の条件を満たすことにより超過票の移譲を行わない場合も含める)、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票(第 1 順位票)⁽¹⁴²⁾を投票者が第 2 順位とした候補者に移譲し、当該第 2 順位候補者の得票(当該第 2 順位候補者本人の第 1 順位票)と合算する。
- ⑥ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ⑦ ③前段、又は⑤により他の候補者から票の移譲を受けて、新たに当選した者の超過票の移譲方法は、次のとおりである⁽¹⁴³⁾。

当該当選者が、他の候補者から最後に移譲を受けた一連の票を最終被移譲票(last parcel)と呼ぶ⁽¹⁴⁴⁾。最終被移譲票から次順位が記入されていない等で移譲が不可能な票数を差し引き、移譲可能票を確定する。移譲可能票を投票者が次順位とした候補者に移譲し、当該次順位候補者の得票(当該次順位候補者本人が、それ以前に得ていた票)と合算する。

なお、移譲に当たっては、(超過票数÷移譲可能票数)を計算し、各移譲票に乗じる。小数点以下の端数は、原則として切り捨てる。(ただし大学選挙区に限り、端数処理を別の方法で行うことがある⁽¹⁴⁵⁾)

- ⑧ 稀な事例であるが、⑦で、超過票数が移譲可能票数と同数の場合、又は超過票数が移譲可能票数より多い場合は、何らの数値を乗ずることなく、移譲可能票を投票者が次順位とした候補者に移譲する。
- ⑨ この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。
- ⑩ 職業別候補者名簿選挙区の場合、各職業別候補者名簿に 2 つずつの副名簿が存在し、

選挙法(大学選挙区選出議員)別表 3 第 4 条第 4 項 c 号。

(140) 超過票を発生させた候補者が、同時に複数出た場合は、これらの複数の超過票を合計する。当該合計数と、(7) ③後段の差と比較して、当該合計数が当該差未満のときは、超過票の移譲を行わない。1937 年上院議員選挙法(大学選挙区選出議員)別表 3 第 4 条第 5 項 a 号。

(141) そもそも当選基数に達する候補者がなく超過票の発生も存在しない場合、又は当選者の超過票を移譲し終えても定数までの当選者が得られない場合。

(142) 既に超過票等の移譲を受けていた場合は、当該超過票等も同様に移譲する。当然ながら、第 2 順位が記入されていない等で移譲が不可能な票は除かれて、移譲作業がなされる。

(143) ⑦、⑧の移譲方法が、グレゴリー法の特徴となっている。

(144) 「一連の票」というのは、具体的には次の票のことを指す。例えば、候補者 A から 1,000 票の移譲を受け、次に候補者 B から 500 票の移譲を受け、更に候補者 C から 700 票の移譲を受けた候補者 Z がいたと仮定する。Z は、C から 700 票を受けてようやくドループ式当選基数を 100 票超えることができ、当選した。この場合、「一連の票」は C から受けた 700 票のことを指す。Z が A、B から受けた票は、ドループ式当選基数に至る前の票であり最終の票ではないため、最終被移譲票とはならない。また、700 票全部が「一連の票」であり、その部分(超過票の 100 票など)が最終被移譲票となるのではない。

実際の開票作業では、最終被移譲票は、1 つの分類束(parcel)とされて、C から Z に移転される。分類束は、移譲先の候補者ごとに作られているため、A からの移譲票が 1 つの分類束にされて Z に移転し、次いで B からの移譲票が別の 1 つの分類束にされて Z に移転し、最後に C からの移譲票が更に別の 1 つの分類束にされて Z に移転する。この最後の分類束(last parcel)とされた票が、最終被移譲票である。

稀な事例であるが、最終被移譲票が 1 票である場合は、最後に 1 票の移譲を受けて、ちょうどドループ式当選基数に至ったということである。この場合は、超過票が生じないため、超過票の移譲も発生しない。

(145) 前掲注(139)の後段の計算方法と同じである。1937 年上院議員選挙法(大学選挙区選出議員)別表 3 第 4 条第 4 項 c 号。

各副名簿には定数の上限が存在している⁽¹⁴⁶⁾。職業別候補者名簿ごとに、その中のいずれかの副名簿からの選出議員数が上限に達した場合は、⑪の移譲作業を行った後に、当選者の超過票を移譲する（③、⑦又は⑧の方法による）。

- ⑪ ⑩における当該副名簿の未当選の候補者のすべての票を、移譲する（⑤の方法による）。未当選の当該候補者の中で、（得票数＋他候補者からの被移譲票数）が一番多い候補者から順に、候補者ごとにすべての票を順次移譲する。最終的には、もう一方の副名簿の候補者へすべての票が移譲される。
- ⑫ 当選者が、定数に達するまで③～⑪の手順を繰り返す。
- ⑬ 手順を繰り返す過程で、候補者として残った者の数が、（定数－当選者）と同数になれば、残った候補者は全員当選となる（ドループ式当選基数に達する必要はない）。
- ⑭ 阻止条項⁽¹⁴⁷⁾：なし

(8) 憲法で規定される事項

- ① 選挙制度（単記移譲式比例代表制）：憲法第 18 条第 5 項
- ② 総定数：同第 1 項
- ③ （直接又は間接）選挙で選ばれる議員総数及び任命議員数：同上
- ④ 職業別候補者名簿の種別：同第 7 項
- ⑤ 各職業別候補者名簿からの選出議員の総数：同第 4 項第 1 号（iii）
- ⑥ 各職業別候補者名簿からの選出議員数の範囲（5～11 人）：同第 7 項第 2 号
- ⑦ 各大学選挙区からの選出議員数：同第 4 項第 1 号（i）（ii）
- ⑧ 任命議員の任命権者：同第 3 項
- ⑨ 任期：同第 8 項
- ⑩ 投票手段（郵便投票）：同第 5 項

(146) 本文の（3）（i）の副名簿ごとの最少選出議員数から、定数の上限を逆算できる。例えば、文化・教育分野の名簿の場合、2つの副名簿ごとの定数の上限は、各々3人である。

(147) 前掲注(21)参照

Ⅲ 任命制等の国々

1 イギリス

(1) 上院の呼称・代表制の性格

貴族院 (House of Lords) ・ 貴族代表や宗教界代表等の混合型⁽¹⁴⁸⁾

(2) 選任方法

上院へ登院すべき召集状を受け取る者 (receive writs of summons to attend the House of Lords)⁽¹⁴⁹⁾ が選任されたことになる。①英国国教会の特定高位聖職者 (聖職貴族)、② 1876 年上訴管轄法による一代貴族、③ 1958 年一代貴族法による一代貴族、④ 1999 年上院法による一部の世襲貴族、の 4 種類の者が選任される⁽¹⁵⁰⁾。

(3) 在籍議員数 737 人 (2009 年 10 月 14 日時点)

(i) 聖職貴族⁽¹⁵¹⁾ : 25 人

英国国教会の高位聖職者。通常 26 人であるが、1 名の欠員が生じている。カンタベリー大主教、ヨーク大主教、ロンドン主教、ダラム主教、ウィンチェスター主教、他に 21 人の最も長老である管区主教 (管区主教としての在任期間が長い順番になる) が上院議員になることが、慣例である。一種の官職指定による選任と言える。

(ii) 1876 年上訴管轄法による一代貴族 : 23 人

1876 年上訴管轄法第 6 条に基づき、常任上訴貴族に叙任された者。上院草創期 (中世末期) を除き、世襲されない一代限りの爵位が与えられたのは、この常任上訴貴族が最初である。2009 年 9 月までの制度では、上級判事や法廷弁護士などの中から首相の推薦に基づいて、女王が常任上訴貴族の叙任を行っていた。なお、常任上訴貴族には定年制があり、70 歳以上になると一代貴族 (男爵又は女男爵) 及び上院議員ではあり続けるものの、元常任上訴貴族として扱われていた⁽¹⁵²⁾。

(148) 世襲貴族と聖職貴族は、貴族代表と宗教界代表と位置付けることができるが、1876 年法及び 1958 年法による一代貴族は、代表制の観点から見てその性格を明確にすることが難しい。

(149) 本文の英語表記は、1958 年一代貴族法第 1 条第 2 項 b 号の法文による。同様の記述は、1876 年上訴管轄法第 6 条にも見られる。

(150) 選任の歴史

歴史的に、上院は、聖職貴族 (Lords Spiritual) と俗貴族 (Lords Temporal) から成る院として 14 世紀に成立したとされる。14 世紀末頃からは、俗貴族 (いわゆる貴族) の資格については、長子相続制が採られるようになった。相続制に基づく世襲貴族 (俗貴族) は、原則として全員が上院議員になった。初期には、聖職貴族が上院の多数を占めていたが、やがて世襲貴族が上院の多数を占めるに至った。

19 世紀、20 世紀には、(2) ②、③の法律が成立し、一代貴族 (世襲されない一代限りの貴族。②、③とも男爵・女男爵が授爵) が新設された。20 世紀になっても、世襲貴族の数は、約 500~900 人と上院の圧倒的多数を占めた。近年、労働党による上院改革が進み、1999 年上院法 (House of Lords Act 1999) が成立し、世襲貴族の上院議員数が大幅に制限されることになった。現在、上院の大多数は (2) ③の一代貴族が占めるに至っている。労働党が進める上院改革の今後の進展によっては、世襲貴族の上院議員がほぼ消滅する可能性もある (脚注(156)参照)。

(151) 聖職貴族は、Peer (爵位を受けた貴族) ではないが、上院議員である期間に限り Lord (貴族、上院議員) と称される (上院規則 [Standing Orders of the House of Lords] 第 6 条)。聖職貴族は、主教職等を退いた後に、1958 年一代貴族法により一代貴族の爵位が与えられるのが慣例である。

(152) 2009 年 9 月まで、上院は、司法機能 (民事・刑事の最終審機能) を果たしており、その任務は上院の控訴委員会及び上訴委員会 (Appeal Committee and Appellate Committee) が行っていた。これらの委員会の司法機能は、常任上訴

2009年10月1日以降、最高裁判所の創設に伴って、常任上訴貴族・元常任上訴貴族という呼称と役割は廃止され、また1876年上訴管轄法自体は存在し続けるものの、この法律による一代貴族への叙任も行われなくなった。しかし、過去において常任上訴貴族に叙任された者の爵位は終身効力を有するため、常任上訴貴族・元常任上訴貴族であった者は、上院議員として在籍し続けている。2009年7月21日時点で、常任上訴貴族は、1968年司法行政法第1条第1項による上限数の12人であった。最高裁判所の創設に伴い、これらの常任上訴貴族のうち10人が最高裁判所裁判官として横滑りの形で就任した。この10人は、上院議員として在籍し続けているものの、上院議員としての職務を行うことが禁じられている⁽¹⁵³⁾。

(iii) 1958年一代貴族法による一代貴族：597人

1958年一代貴族法第1条による一代貴族（男爵・女男爵）。この一代貴族の叙任の方法としては、①主要政党からの候補者リストをもとに、首相が推薦し女王が叙任する方法（党派性のある任命、現在この任命方法による議員が上院の中核をなしている）、②上院議員指名委員会が指名した者を、首相が推薦し女王が叙任する方法（党派性のない任命）、③その他に、新年記念の叙任、女王誕生日を記念した叙任、下院解散に合わせた叙任、首相退任に合わせた叙任などの方法がある。①、③についても、首相は上院議員指名委員会から、候補者の適格性に関する意見⁽¹⁵⁴⁾を受けることになっており、その後首相の推薦に基づき女王の叙任が行われる。上院議員指名委員会は、2000年5月に新設され、独立性を有する首相の公的諮問機関としての役割を果たしている。実際には、この一代貴族には、業績が顕著な政治家・公務員・裁判官などが引退後に叙任されることが多い⁽¹⁵⁵⁾。

(iv) 世襲貴族：92人

ブレア労働党政権（1997～2007年）の下で上院改革が進み、1999年上院法が成立し、世襲貴族の上院議員数が92人へと制限されることになった（同法第2条第2項）。具体的には、次の区分の世襲議員が、上院議員として残ることになった。

① 官職指定（下記官職の就任者）（同法第2条第2項）

紋章院総裁、式部長官の2名。両者は、世襲貴族により担われる官職であり、儀式を司る高等国務卿（Great Officer of State）である。前者は国会開会式等を司り、後者は国会における女王の代理とされている。

② 上院により選出された者（上院規則第9条第2項）

15人。副議長等の上院役職者を務めることができる者の中から、上院全体により選出

貴族（Lords of Appeal in Ordinary）及び上訴貴族（Lords of Appeal 又は Other Lords of Appeal）により果された。上訴貴族については、①元常任上訴貴族のうち75歳未満の者、②高等司法官職（high judicial offices）の現・元就任者の中から、上院の司法機能を担うために1958年一代貴族法により新たに一代貴族に叙任され上院議員になる者、という2種類の出自が存在した。この上院の司法機能は、2009年10月1日に最高裁判所が創設された時点で終了した。

(153) 2005年憲法改革法第137条第3項。上院議員としての職務は、上院に出席し表決に加わる（sit and vote）と表現される。ただし、最高裁判所裁判官退任後は、上院議員としての職務に復帰すると想定されている（イギリス上院事務局 Information Office からの2009年9月3日付け回答による）。

(154) 社会において善良な地位を占めているか、上院の評価をおとしめるおそれがないか等、倫理的側面からの意見。

(155) これら以外にも、例えば、大学副総長、エコノミスト、実業人、労働組合員、社会福祉ワーカー、環境保護運動家、地方自治経験者、作家など、専門的知識を有する者が社会の各方面から叙任されるケースもある。『明日の議院—英国上院改革のための王立委員会報告書』（調査資料2002-1）国立国会図書館調査及び立法考査局、2002、p.15。

された者

- ③ 主要3政党別（又は中立系）の世襲貴族により選出された者（上院規則第9条第2項）⁽¹⁵⁶⁾
75人。（保守党会派39人、労働党会派2人、自由民主党会派3人、中立〔クロスベンチャー〕
会派29人、イギリス独立党会派1人、無所属1人）⁽¹⁵⁷⁾

(4) 定数

- ① 総定数：なし
② 聖職貴族の上院議員数：原則、26人（慣習）⁽¹⁵⁸⁾
③ 世襲貴族の上院議員数：92人（1999年上院法第2条第2項）
（更に、会派別選出議員数が上院規則第9条第2項第i号で規定）

(5) 任期

- ① 原則、終身
② 聖職貴族の上院議員：(3)(i)の聖職に在任する期間に限られる。当該聖職につき70歳定年制がある。実際には65歳から70歳で当該聖職を引退することが多い。
③ 世襲貴族のうち官職指定の上院議員：(3)(iv)①に在任する期間に限られる。

(6) 憲法で規定される事項

イギリスは、憲法典として憲法の名のもとに編纂された法が存在しない。そのため、不文憲法の国に分類される。しかし、国会による制定法、判例法、憲法習律、権威ある著作のうちのある種のもものが、憲法的な重要性を持つとされており、それらが憲法を構成するとされている。

上述した1876年上訴管轄法、1958年一代貴族法、1999年上院法は、いずれも憲法を構成する法律とみなされており、上院議員の選任については、基本的部分は憲法によって行うことができる。

2 カナダ

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Senate)・州又は準州代表及び区域 (Division) 代表⁽¹⁵⁹⁾

(156) (3)(iv)②、③は上院規則で選出方法が定められる。③の会派別の選出人数も、同規則で定められる（第9条第2項）。②、③につき1999年10、11月に選出が行われ、いったん選出された者は、終身上院議員を務めることができることとされた。②、③とも、議員死亡等の際は、補欠選出 (by-election) が行われ上院議員の地位は世襲されない。なお、2009年7月20日に法務大臣が下院に対して「2008-2009年憲法改革及び統治法案 (Constitutional Reform and Governance Bill 2008-09)」を提出した。この法案は、現在、下院で審議中であるが、上院議員の補欠選出を廃止する内容を含むものである（第26条）。補欠選出が行われなければ、議員死亡等に伴い世襲貴族の上院議員は減り続け、最終的には官職指定の世襲貴族2名だけが残ることになる。

(157) 「イギリス独立党会派1人、無所属1人」は、当初は保守党系の世襲貴族により選出されていた議員であり保守党会派に属していたが、保守党会派から離れた者である。

(158) アイルランド聖公会の主教が追加された時期を除き、16世紀以来26人とされている。中村英勝『イギリス議会史（新版）』（有斐閣双書）有斐閣、1977、p.54。

(159) 「区域」については、脚注(162)参照。

(2) 任命方法

首相の助言に基づき、イギリス女王の名において総督が任命⁽¹⁶⁰⁾

(3) 総定数 105人

(4) 州・準州別定数

上院議員は、代表すべき州が決められており、その住民でなければならない。また、当該州内に一定の土地又は不動産を所有する等の要件も求められる⁽¹⁶¹⁾。州ごとの定数も存在する⁽¹⁶²⁾。

- ① オンタリオ州、ケベック州：各 24 人
- ② ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州：各 10 人
- ③ マニトバ州、ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、アルバータ州、ニューファンドランド州：各 6 人
- ④ プリンス・エドワード・アイランド州：4 人
- ⑤ ユーコン準州、北西準州、ヌナヴット準州：各 1 人

(5) 任期 75歳定年制であるが、その時点までは任期が継続する。

(6) 連邦憲法で規定される事項

- ① 形式的任命権者（総督）：1867年憲法第 24 条
- ② 首相の助言（に基づく任命）：憲法慣習
- ③ 総定数及び州・準州別定数：1867年憲法第 22 条第 1 項、同第 28 条、1999年憲法（ヌナヴット）第 43 条第 3 項
- ④ 追加議員の任命人数：1867年憲法第 26 条
- ⑤ 住民要件、土地・不動産の所有等の要件、財産要件：同第 23 条第 3～5 項
- ⑥ 75歳定年制：同第 29 条

(160) 首相の助言に基づくため、時の首相と同じ党派の上院議員が任命されることが通例である。よって、各上院議員の党派性は明確である。首相は、例えば、下院選挙の落選候補者、選挙運動で功績のあった友人、与党の下院議員が手薄な地域の代表などを選び、上院議員として推薦・助言することが多いと言われる。

社会的属性・職業の側面から見て、どのような人物が任命されているかは、時代により変化してきている。旧来は、①裕福な者、②社会的地位・影響力がある者など、すなわち弁護士や産業界の大物等であった。しかし近年、変化が見られており、カナダの多様性を反映しつつある。例えば（2003年時点で）、女性の比率が各国と比較してかなり高く（約30%）、5%の議員は先住民族で、他国語を母国語とする議員もいる。12名の医療保障の専門家（議員）も擁しており、この分野では、かなりの知識レベルの審議を行うことが可能である。任命制がこのような形で生かされることにより、上院の意義・役割が強められている。ジョン・セイウェル（吉田健正訳）『カナダの政治と憲法（改訂版）』三省堂、1994、p.40；『コスタリカ・カナダにおける憲法事情及び国連に関する実情調査一概要』参議院憲法調査会事務局、2004、pp.93-94。

(161) 同時に、(州内に限られることはない)一定の財産要件も求められる。連邦憲法第 23 条第 3～5 項。

(162) 連邦憲法第 22 条第 1 項によれば、①オンタリオ州、②ケベック州、③大西洋岸諸州（ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州）、プリンス・エドワード・アイランド州、④西部 4 州（マニトバ州、ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、アルバータ州）という 4 区域（Division）が規定されており、各区域の上院議員数はいずれも 24 人で、4 区域が平等に代表されるとなっている。上院議員は州・準州の代表であると同時に、これら 4 区域の代表であるケースも存在することになる。

また、同第 26 条によれば、各区域当たり 1 又は 2 人の上院議員（合計 4 又は 8 人）を追加して任命することができることとされている。ただし、同第 28 条によれば、その場合でも、総定数は 113 人が上限と規定されている。

3 ドイツ⁽¹⁶³⁾

(1) 上院の呼称・代表制の性格 連邦参議院 (Bundesrat) ・州代表

(2) 任命方法

(i) 任命手続

① 州政府が任免を行う⁽¹⁶⁴⁾。

② 州首相、州大臣等の州政府構成員が充てられる。州政府構成員の範囲については、各州で規定する。例えば、バイエルン、ザクセンの各州では州政府次官 (Staatssekretär)⁽¹⁶⁵⁾ までが、バーデン・ヴュルテンベルク州では州政府次官及び州政府顧問官 (Staatsrät) までが州政府構成員とされている。ただし、各州で任命された上院議員一覧を見ても、実際に州政府次官や州政府顧問官が上院議員になっている事例は少ない。

(ii) 代理制度

① 上院議員については、別の州政府構成員を代理人として置くことが可能である。特に州首相の場合、別の州政府構成員が、あらかじめ代理人になっていることが通例である。委員会審査のケースでは、州首相が自ら出席する委員会は、外交、防衛などの、いわゆる政治的委員会 (politische Ausschüsse) に限られるのが実情である。また、上院議員全体について、あらかじめ代理人として複数の州政府構成員を一種の予備軍のように任命している州が多い。それらの州の中には、代理人として州大臣以外に州政府次官クラスが多く含まれる州もある (例：バイエルン州)。

② 委員会については、州政府構成員だけでなく、州政府から委任を受けた受託者も所属し、審査を行うことが可能である。この受託者は、州政府構成員である必要がない。実際に、州政府構成員が委員会に出席することは少なく、州最高官庁 (州の各省等) の官吏 (Beamte)⁽¹⁶⁶⁾ が受託者として出席することがある⁽¹⁶⁷⁾。

(163) 同国の記述に当たっては、Horst Dreier (Hrsg.), *Grundgesetz: Kommentar*, 2. Aufl., Bd. 2, Tübingen: Mohr Siebeck, 2006, pp.1254-1258, 1277-1279 等を参照した。

(164) ドイツでは、州議会 (一院制) は、直接選挙で選出される。州議会は、州首相の選出と州大臣の認証を行う (都市州では州大臣の選出も行う)。つまり、州レベルでは議院内閣制が採用されている。通例、州議会第 1 党党首が州首相に就任するが、連立政権になることもある。上院議員は、州首相や州大臣等が兼ねる職であり、上院議員だけの専任者は存在しないため、間接的に州議会選挙の結果が上院議員の任命に影響を与えることになる。過去の事例を見ると、州議会の選挙結果と下院の選挙結果は、政党の勝敗において逆の結果になることも多く、上院と下院の政党勢力は必ずしも一致するものではない。

実際には、上院議員は、州首相や州の連邦問題担当大臣等が就任することが想定されているが、州の財務大臣、法務大臣、経済担当大臣、内務大臣などしばしば上院議員に就任している。上院の審議で、財政が扱われるならば州財務大臣が、環境問題が扱われるのであれば州環境大臣が出席するということも行われている。

上院の任務 (出席等) と州の任務が重なった場合、どちらを優先させるかについての規定はなく、個々の上院議員が判断を行っている。また、上院での表決は、例えばある州の上院議員 1 名が当該州の表決数全部を行使することが可能であるため、必ずしも各州ごとに全ての上院議員が出席を求められている訳ではない。『ドイツ・スペイン・英国における憲法事情に関する実情調査—概要』参議院憲法調査会事務局, 2001, pp.45-49.

(165) 州政府次官 (Staatssekretär) は、行政官を配置する州が多いが、例えば、バイエルン州、ザクセン州では、州政府構成員とされ、政治家等が充てられている。

(166) 州の行政官の種別・職階については、『ドイツの地方自治』自治体国際化協会, 2003, pp.142-150 参照。

(167) 委員会審査は、上院の審議過程で準備段階として基本的な重要性を持っている。このため、委員会に州最高官庁の官吏が出席することにより、これらの官吏が上院で大きな影響力を保持するというドイツの特色が生み出されていると言われる。コンラート・ヘッセ (初宿正典・赤坂幸一訳) 『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂, 2006, pp.386, 388.

(3) 総定数 69 人

(4) 州別定数

3～6 議席。各州（16 州）は、表決で 3～6 票を行使するが、票数と同数までの議員を任命できる。各州は、最少で 3 票を保証され、人口 200 万人以上の州は 4 票を、600 万人以上の州は 5 票を、700 万人以上の州は 6 票を行使できる。

(5) 任期 不定（州政府は随時に任免を行うことができる）

(6) 連邦憲法で規定される事項

- ① 任命方法：連邦憲法第 51 条第 1 項
- ② 資格（州政府構成員）：同上
- ③ 代理人の要件（州政府構成員）：同上
- ④ 委員会における受託者の要件：同第 52 条第 4 項
- ⑤ 総定数・州別定数の計算方法：同第 51 条第 2～3 項

4 オーストリア

(1) 上院の呼称・代表制の性格 連邦参議院（Bundesrat）・州代表

(2) 選任方法

州議会により比例代表の原則に従って選任される⁽¹⁶⁸⁾。ただし、上院議員は州議会の議員である必要はない⁽¹⁶⁹⁾。

具体的には、①州議会における政党の議席数に比例させる、②州議会での第二党の代表を少なくとも 1 人選任する、の 2 つの原則で、州議会により選任される。州議会の議事手続に従って選任が行われるため、立候補・選挙運動などを前提とする選挙によるのではない。

(3) 総定数 62 人（2009 年 9 月時点）⁽¹⁷⁰⁾

(4) 州別定数 3～12 議席

各州（9 州）は、州公民数⁽¹⁷¹⁾に比例する形で定数を割り当てられる。最多の公民数の州（現在、

(168) 各州議会の独自の手続に従って、州ごとに連邦上院議員が連邦上院へ送られるという形を取る。選任方法は通例、州憲法に規定されるが、全州で共通する事項については、連邦憲法第 34、35 条に規定される。例えばウィーン州（市でもある）では、州憲法第 137 条に連邦上院議員の選任方法が規定されている。

(169) ただし州議会議員の被選挙権を有しなければならない（連邦憲法第 35 条第 2 項）。実際には、州議会議員ではない政党人が選任されることが多い。経歴を見ると、元市町村議会議員、現役の市町村長・市長代理、元州議会議員、元政党役員、元労働組合役員などが、上院議員である。『オーストリアの地方自治』自治体国際化協会, 2005, pp.46-47.

(170) 総定数は固定されているものではなく、10 年ごとの州別定数の再配分の結果、増減する可能性がある。

(171) 公民数（Bürgerzahl）：公民（Bürger）とは、全住民を指すのではなく、公民権（選挙権等）を有し、これにより政治に参与し得る住民に限定する概念である（山田晟『ドイツ法律用語辞典』大学書林, 1981, p.81）。オーストリアの公民数の統計を見ると、居住人口から一定の住民数を減じた人数となっており、かつ年少者は含まれている。このため、選挙の有権者数とは異なる。

下オーストリア州)には12議席が割り当てられ、これに(州公民数と議席数が)比例する形で、他州の議席数が決められる。比例計算で、割当議席数に端数が出た場合は、四捨五入して整数にする。ただし、最少でも3議席は保証される。公民数は、10年ごとの国勢調査の結果による。

(5) 任期

選出した州議会の立法期間⁽¹⁷²⁾を任期とする(通例5又は6年)

(6) 連邦憲法で規定される事項

- ① 選任方法の基本的枠組み(州議会が比例代表の原則に従い選任、州議会第二党への1人以上の割当て):連邦憲法第35条第1項
- ② 資格(州議会議員である必要はない):同第2項
- ③ 総定数・州別定数の計算方法:同第34条第1~2項
- ④ 任期:同第35条第1項

5 ロシア

(1) 上院の呼称・代表制の性格 連邦会議(Совет Федерации)・連邦構成主体代表

(2) 選任方法

連邦構成主体ごとに、①連邦構成主体の議会が選出する議員1名、及び②連邦構成主体の首長が指名し、その議会が承認する議員1名(合計2名)が就任する⁽¹⁷³⁾。

(3) 総定数 168人

現在、連邦構成主体の数は83であるが、統合が進み当初の89から減少してきているため上院議員の数について暫定措置が取られ、定数は(連邦構成主体数×2)より多い。将来的には(連邦構成主体数×2)の議員数になる。

(4) 任期

連邦構成主体ごとに、及び選任母体ごとに異なる。

連邦構成主体の議会が選出する議員については、その議会期(選挙期)に準ずる。連邦構成主体の首長が指名する議員については、当該長の任期に準ずる⁽¹⁷⁴⁾。

(172) 州議会総選挙後の新議会召集から始まり、次の総選挙後の新議会召集までを指す。「任期」と、ほぼ同義である。

(173) 連邦憲法第95条第2項。ロシア連邦議会上院構成手続法第1~6条。

2009年5月に同構成手続法が改正されたため、2011年1月1日以降は、連邦構成主体ごとに、①その議会が選出する議員1名、及び②その首長が任命する議員1名(合計2名)が就任するという制度に変わる。同時に、①、②の議員ともに、当該連邦構成主体議会議員若しくは当該連邦構成主体内の地方自治体議会議員の中から選出又は任命されることと変更が加えられたため、就任のための資格要件が厳しくなった。なお、上院議員の任期については、変更はなかった。この制度変更については、津田憂子「メドベージェフ政権下の政治改革」『外国の立法』241号、2009.9、pp.133-141参照。

(174) 例えば、モスクワ市、沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州では、議会(市議会等)及び首長(市長等)に関する任期は、各々4年。サハール共和国では、各々5年。『ロシアの地方自治』自治体国際化協会、2006、pp.30, 34, 45, 49, 57, 60, 67, 72, 82, 85。

(5) 連邦憲法で規定される事項

選任方法の基本的枠組み（連邦構成主体議会の代表が1名、連邦構成主体行政機関の代表が1名）：
連邦憲法第95条第2項

おわりに

本稿で調査した17か国の上院議員の選挙制度・任命（指名）制度を通して見ると、多様であることが特徴として挙げられる。これらの国々では、下院議員の選出方法は、すべて直接選挙によっているが⁽¹⁷⁵⁾、上院議員については間接選挙や任命制度を採用する国々も見られる。選挙制度の内容も多様であり、単純小選挙区制、比例代表制だけでなく、小選挙区2回投票制⁽¹⁷⁶⁾、完全連記制や制限連記制⁽¹⁷⁷⁾、混合制（大選挙区比例代表並立制⁽¹⁷⁸⁾等）など広範な選挙制度が見られる。現在、これらの諸国の下院選挙では完全・制限連記制は見られないため、その意味でも広範性が裏付けられよう。また、任命制度のケースを見ても、任命の方式も種々であり、例えば任命主体を取り上げてみても、総督（カナダ、形式上の主体）、州政府（ドイツ）、首相（アイルランドの任命議員）などと様々である。更に、総定数（総議員数）も、46人（スイス）～737人（イギリス）と、非常に幅が広い。

一方で、上院の代表制の性格との関連を見るならば、国民代表の性格を有する上院では、通例、選挙による選出がなされており、その場合多くは直接選挙によっている。州代表や地域代表の性格を有する上院では、直接選挙・間接選挙による場合と、任命制等による場合に分かれている。逆に、任命制等による諸国を見るならば、イギリスを除き、州代表（又は連邦構成主体代表）の性格を有する上院となっている。

また、各国の政体との関連を見るならば、立憲君主制を採用する国々では、一部の諸国で、王族や貴族が上院議員に含まれるケースもあるが、そのような例は少数にとどまる⁽¹⁷⁹⁾。

更に、任期については、4～6年が多いが、一方で終身議員も存在することが下院と大きく異なっている⁽¹⁸⁰⁾。連邦制を採用する国々では、選挙区や任命（指名）の単位となる区域として、州等の連邦の構成単位が何らかの形で用いられており、このことに例外はない。連邦制は採用していないものの、州の権限が大きく分権化が進んでいる国々でも、同様に、州を選挙区又は指名の単位となる区域として用いることがある⁽¹⁸¹⁾。

半数改選等の部分改選については、OECD諸国の下院選挙では見られない制度であるが、上院選挙では、本稿で調査した17か国中、3か国で全面的又はほぼ全面的に採用してい

(175) OECD諸国以外であれば、下院（又は一院制議会）において任命議員を見出すことができる。例えばシンガポール国会（一院制）では、大統領任命議員（一部）が存在する。

(176) 前掲注(7)参照

(177) 前掲注(39)参照

(178) 前掲注(2)参照

(179) ベルギー、イギリス。立憲君主制であっても、王族や貴族が上院議員に含まれない諸国は、オーストラリア、スペイン、オランダ、カナダと多数を占めている。

(180) イタリア（一部）、ベルギー（一部）、イギリス（原則、終身）、カナダ（定年制あり）。

(181) イタリア、スペイン。

る⁽¹⁸²⁾。部分改選を明確にうたっている訳ではないが、州等の連邦の構成単位ごとに任命（指名）が行われるため、結果的に異なる時期に上院議員の任命（指名）が行われる国々も存在する⁽¹⁸³⁾。

最後に、憲法の規定との関連を見るならば、調査した 17 か国の上院議員の選挙制度・任命（指名）制度には、次の幾つかの特徴が見られる。

- ① 総定数・任期に関しては、多くの国々において憲法で規定している⁽¹⁸⁴⁾。この両者について、憲法上まったく規定がないのは、フランスとオランダの 2 か国のみである。
- ② 選挙区定数、又は任命制における州別定数等が憲法で規定されている国も多い。このような国は、10 か国に上る⁽¹⁸⁵⁾。
- ③ 選挙制度の基本的原則（比例代表制の採用等）が、憲法上で規定される国もあり、6 か国存在する⁽¹⁸⁶⁾。
- ④ 半数改選や 3 分の 1 改選といった改選の原則が憲法に記されている例も、3 か国見られる⁽¹⁸⁷⁾。この種の改選の原則が法律レベルで規定されるのは、フランスだけである。
- ⑤ 義務投票については、3 か国が憲法で規定している⁽¹⁸⁸⁾。他の 3 か国は、法律又は州憲法等で規定している。
- ⑥ 郵便投票という投票方法について憲法で規定する国もあり、選挙制度の細部が憲法に記される例として注目される⁽¹⁸⁹⁾。
- ⑦ 任命制度を採用するケースでは、いずれの国においても、その概要は必ず憲法に記されている。
- ⑧ 上院議員の選挙・任命（指名）につき憲法上の規定が極めて少ない国は、ポーランドとスイスである。ポーランドでは総定数と任期だけが、スイスでは総定数と州別定数だけが、各々憲法で規定される。この 2 か国の状況を見ると、逆に、調査した 17 か国においては、上院議員の選挙制度・任命（指名）制度について、憲法で規定される部分がかかなり多く存在していることが理解できよう。

本稿は、17 か国という限られた国々に関する調査結果をまとめたものであるが、その範囲では、以上のような特徴を提示することが可能と考えられる。本稿が、二院制に係る今後の憲法論議、また参議院の選挙制度の検討の参考になれば幸いである。

（みわ かずひろ）

(182) アメリカ、オーストラリア、チェコ、フランス。

(183) スペイン、ベルギー、ドイツ、オーストリア、ロシア。

(184) 憲法で規定し、かつ法律でも規定している場合は、最上位の法としては憲法で規定されていると考え、「憲法で規定」と分類した。

(185) アメリカ、イタリア、スペイン、ベルギー、スイス、メキシコ、カナダ、ドイツ、オーストリア、ロシア。

(186) ベルギー、チェコ、メキシコ、フランス（間接選挙制）、オランダ、アイルランド。

(187) アメリカ、オーストラリア、チェコ。

(188) イタリア、ベルギー、メキシコは憲法で規定。オーストラリアは連邦法で規定。フランスは選挙法で規定。スイスのシャフハウゼン州は、州憲法及び州選挙法で規定。

(189) アイルランド。

付表 諸外国の上院の選挙制度・任命（指名）制度の一覧表

1. 直接・間接選挙を中心とした国々

国名	総定数(人)	内訳人数	任期(年)	選挙権年齢(歳)	被選挙権年齢等(歳)	選挙制度/指名・任命制度	選挙区/指名・任命の地域(数)	選挙区等の定数 (選挙執行時の定数)※※	全部・部分改選	義務投票	
アメリカ	100	98	6	18	30	単純小選挙区制	49	2 (1)	3組に分かれ2年ごとに2組ずつ改選	任意	
		2				小選挙区2回投票制	1				
オーストラリア	76	72	6	18	18	単記移議式比例代表制	6	12 (6)	解散を除き、各選挙区で半数ずつ改選	義務	
		4	3				2		全部改選		
イタリア	322	299	5	25	40	拘束名簿式比例代表制 (プレミアム付)	17	7~47	全部改選	義務	
		2				拘束名簿式比例代表制 (プレミアムなし)	1	2			
		7				小選挙区比例代表組合せ型	7	1			
		1				単純小選挙区制	1	1			
		6				非拘束名簿式比例代表制	4	1~2			
		7	終身	—	—	特別上院議員 (大統領任命議員、当然の終身上院議員)	—	—	—	—	
スペイン	264	197	4	18	18	制限連記制	50	3~4	全部改選	任意	
		4				完全連記制	2	2			
		7				単純小選挙区制	7	1			
		56	4等	—	—	自治州議会指名制	17	1~9	自治州ごとに改められる	—	
ベルギー	71	40	4	18	21	非拘束名簿式比例代表制	3	15、25、定数なし	全部改選	義務	
		21	規定なし	—		共同議院指名制	3	1、10、10	共同体議会ごと	—	
		10	4	18	上院議員指名制	2	4、6	全部改選			
		3 (定数外)	原則、終身		—	—	—	—			
スイス	46	28	4	18※	18※	完全連記2回投票制	14	2	全部改選	任意	
		10				完全連記相対多数制	5			1州のみ義務	
		2				自由名簿式比例代表制	1			任意	
		5				小選挙区2回投票制	5			1	—
		1				州民総会選出	1			—	
ポーランド	100	44	4	18	30	大選挙区単記相対多数制	22	2	全部改選	任意	
		56				制限連記制	18	3~4			
チェコ	81	—	6	18	40	小選挙区2回投票制	81	1	2年ごとに3分の1の選挙区ずつ改選	任意	
メキシコ	128	96	6	18	25	大選挙区比例代表並立制	32	3	全部改選	義務	
		32					1	32			
フランス	348	—	6	18	30	複選制 (完全連記2回投票制、小選挙区2回投票制、拘束名簿式比例代表制)	108	1~12 (在外選挙区のみ半数[6])	3年ごとに約半数の選挙区ずつ改選 (在外選挙区のみ定数の半分を3年ごとに改選)	原則、義務	
オランダ	75	—	4	18	18	複選制 (非拘束名簿式比例代表制)	12	定数なし	全部改選	任意	
アイルランド	60	43	5	18	21	複選制 (単記移議式比例代表制)	1 (5名簿)	43 (名簿ごとに5~11)	全部改選	任意	
		6				直接公選 (単記移議式比例代表制)	2	3			
		11	—	—	首相任命制	—	—	全員が改められる			
(参考) 日本	242	88	6	20	30	単記相対多数制 (大選挙区)	18	4~10 (2~5)	3年ごとに各選挙区で半数ずつ改選	任意	
		58				単記相対多数制 (小選挙区)	29	2 (1)			
		96				非拘束名簿式比例代表制	1	96 (48)			

※ スイスの選挙権年齢・被選挙権年齢は、チューリッヒ州の事例。

※※ 「選挙区等の定数」欄について：選挙区等の定数が、実際の選挙執行時の定数と相違する場合のみ、後者を（ ）で補記した。

(出典) 本文の記述に基づき筆者作成

2. 任命制等の国々

国名	総定数	内訳人数	任期(年)	就任可能年齢(歳)	任命等の制度	任命等の地域(数)	任命等の地域ごとの人数	任命・交代の時期
イギリス	737※	25	終身	21	聖職貴族	—	—	聖職者の交代による
		23			1876年法による一代貴族			貴族への叙任に基づく
		597			1958年法による一代貴族			貴族への叙任に基づく
		92			1999年上院法で規定された一部の世襲貴族			死亡等に合わせて補充
カナダ	105	—	75歳定年	30~75	首相の助言に基づき、総督が任命	13	1~24	定年、死亡、辞職等に合わせて任命
ドイツ	69	—	不定	18	州政府が任命	16	3~6	州ごとに任命
オーストラリア	62	—	(例) 5、6	21	州議会が選任	9	3~12	州ごとに選任
ロシア	168	—	(例) 4、5	30	連邦構成主体ごとに、その議会が選出及びその首長が指名	83	2	各連邦構成主体の議会と首長ごとに選任

※ イギリスの「総定数」は、在籍議員数 (2009年10月14日時点)。

(出典) 本文の記述に基づき筆者作成

「基本情報シリーズ」

既刊

- | | |
|--------------------|----------|
| ①諸外国の付加価値税（2008年版） | 2008年10月 |
| ②主要国の各種法定年齢 | 2008年12月 |
| ③わが国が未批准の国際条約一覧 | 2009年3月 |

調査資料 2009-1-a
基本情報シリーズ④

諸外国の上院の選挙制度・任命制度

平成21年12月15日発行
ISBN 978-4-87582-691-0

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」(イントラネット)の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成21年刊行分

Upper House Electoral and Appointive Systems in Foreign Countries

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2009-1-a

ISBN 978-4-87582-691-0
*紙へリサイクル可